

官報

号外
令和四年十一月十八日

○第二百十回参議院會議録第七号

令和四年十一月十八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

令和四年十一月十八日

午前十時開議

第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、民法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

民法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

令和四年十一月十八日 参議院會議録第七号

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。齋藤健法務大臣。

(国務大臣齋藤健君登壇、拍手)

○国務大臣(齋藤健君) 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、無戸籍者の問題を解消し、児童虐待を防止するなどの観点から、民法等の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、民法の一部を改正して、嫡出推定規定を見直し、母の婚姻の解消等の日から三百日以内であっても、母の再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとし、これに伴い不要となる女性の再婚禁止期間に関する規定を削除するとともに、嫡出否認をすることができる者の範囲及び嫡出否認の訴えの出訴期間を見直し、また、事実上反する認知についてその効力を争うことができる期間を設けるなどの措置を講じ、さらに、親権者の懲戒権に関する規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重することや体罰をしてはならないことなどの規定を新設することとしております。

議事日程追加の件 民法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二に、国籍法の一部を改正して、事実上反する認知の効力を争えなくなった場合でも、事実上反する認知によっては日本国籍を取得することができないことを明らかにする規定を設けることとしております。

第三に、人事訴訟法及び家事事件手続法の一部を改正して、嫡出否認の判決又は審判が確定した場合に、その内容をこの判決等により嫡出推定を受けることになる母の前夫に通知すること等の規定を設けることとしております。

第四に、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部を改正して、嫡出否認をすることができ者の範囲の見直しに係る民法の一部改正に伴い、第三者の精子を用いた生殖補助医療により出生した子について、妻及び子の嫡出否認権を制限する規定を設けることとしております。

第五に、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正して、親権者や児童相談所長等が児童に対して行う監護及び教育等に関する必要な措置について、子の監護及び教育に係る民法の一部改正と同様の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。福島みずほ君。

(福島みずほ君登壇、拍手)

○福島みずほ君 立憲・社民共同会派の福島みず

ほです。

立憲民主・社民の会派を代表し、質問をいたします。

葉梨大臣が更迭をされ、齋藤健大臣になりました。山際大臣も更迭をされています。疑惑だらけで説明ができない寺田総務大臣も辞任、更迭されるべきではないでしょうか。このような総務大臣の下で国会の審議はできません。即刻辞任、更迭されるよう強く求めてまいります。

統一教会問題に対する法務大臣の決意をまずお聞きします。

統一教会については、何十年と霊感商法をやってきた統一教会の広告塔に多くの自民党の国会議員がなり、被害を拡大してきたという問題と、政策がゆがめられてきたという二つの問題があります。統一教会は、霊感商法などによって人々の生活、人生、家族を破壊をしてきました。憲法に家族条項が必要だと言いながら、逆に家族を破壊してきたのです。

政治は人を幸せにするためにあります。しかし、統一教会とタッグを組むことで人を不幸にしていた自民党の政治とは一体何なんでしょうか。

二〇〇五年頃、政治の力によって統一教会への捜査が止まったという警察官の証言を何人も人が聞いています。政治の作為と不作為が両方問われなければなりません。統一教会への解散請求はなされなければなりません。

法務大臣として今後どのように取り組むのか、決意をお聞かせください。

統一教会などによって、ジェンダー平等、性教育、選択的夫婦別姓、同性婚、LGBTQの問題

や様々な人権問題が後退し、阻まれてきたという問題があります。

統一教会などの影響をなくし、日本が人権先進国としてこの国会で立法が進むようにすべきだと考えますが、法務大臣の決意をお聞かせください。

法務大臣、葉梨前大臣の発言についてどう考えますか。

葉梨前大臣は、死刑が人の命を奪うものであることを軽視し、法務大臣の仕事は死刑を執行することであると当然のことと考え、深く考えていなかったことが大問題ではないでしょうか。

国連の自由権規約委員会、日本の法制度について、十月十三日、十四日、審査が行われ、そして総括所見、勧告がなされました。その中で、死刑についても言及があります。

パラグラフの二十一(a)死刑の廃止を検討し、必要に応じて、死刑廃止に向けた世論を喚起するための適切な啓発措置を通じて、死刑廃止の必要性について国民に周知すること。一方、締約国は、モラトリアムの確立を検討し、これを優先事項として、死刑犯罪の数を減らし、規約に従って死刑を最も重要な犯罪に厳格に限定することを確保すべきである。(c)死刑囚の再審請求や恩赦に執行停止効果を持たせ、死刑囚の精神的健康状態を独立したメカニズムで審査し、再審請求に関する死刑囚とその弁護士との全ての面会の厳格な秘密性を保証するなど、死刑事件についての必要で効果的な再審査のシステムを確立すること。

世界の趨勢は死刑廃止です。国家による殺人である戦争と死刑は廃止すべきです。この勧告をどう受け止めますか。

再審請求中の死刑執行はすべきではありません。死刑台から再審無罪で生還した人は四人と言われているますが、冤罪で死刑判決を受けた人はほかにもたくさんいます。飯塚事件やハンセン病を理由に特別法廷で死刑になった菊池事件など、冤罪による死刑執行の可能性が極めて高いのです。取り返しが付きません。

大臣、この勧告をどう受け止め、どう実現していきますか。

自由権規約委員会は、入管制度、難民政策についても厳しく言及をしています。

パラグラフ三十三(a)国際基準にのっとった包括的な難民保護法制を早急に採用すること。(c)仮放免中の移民に必要な支援を提供し、収入を得るための活動に従事する機会の確立を検討すること。

(e)行政機関による収容措置に対する代替措置を提供し、入管施設における上限期間を導入するための措置を講じ、収容が、必要最小限の期間のみ、かつ行政機関による収容措置に対して存在する代替措置が十分に検討された場合にのみ、最後の手段として用いられるよう確保し、移民が、収容の合法性について判断する裁判所の手続に実効的に訴え出ることができるよう確保する措置を実施すること。

これをどう受け止め、実現していきますか。

名古屋刑務所事件の死亡事件などがあり、当時の森山法務大臣は法務大臣の首と責任を懸けて監獄法の改正に着手し、法律が成立をしました。名古屋入管での死亡事件があり、だからこそ、齋藤法務大臣には、かつて提出し廃案になった法案で

はなく、与野党で賛成できる国際水準の難民保護法案と入管法改正案を抜本的に作り、国会上程していただきたいのです。歴史に残る法務大臣になつてください。

選択的夫婦別姓、同性婚、LGBTQについて勧告で言及されています。

まず、選択的夫婦別姓の実現についてお聞きをします。

パラグラフ十五(c)社会における女性と男性の役割に関する固定観念が法の下での平等に対する女性の権利の侵害を正当化するために使用されないよう、民法七百三十三条と七百五十条の改正を含めて闘い続けなければならない。

一九九六年の法制審議会の答申のうち、二〇一三年に婚外子の法定相続分の差別撤廃、今年、二〇二二年四月、成人年齢が十八歳になることに伴い、男女の婚姻年齢を同じにすることが実現し、さらに、今まさにこの国会で再婚禁止期間の廃止が実現しつつあります。残るは選択的夫婦別姓のみです。答申から二十六年、なぜこれだけが実現せず取り残されているのか。実現すべきではないでしょうか。

同性婚やLGBTQについても、パラグラフ十一(b)同性カップルが、公営住宅へのアクセス、それから、及び同性婚を含む規約に定められている全ての権利を締約国の全領域で享受できるようにすること。(c)生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む性別変更を法的に認めるための正当な理由で各要件の撤廃を検討すること。

大臣は、同性婚のアンケートに対して、どちらかといえば賛成と答えています。同性婚の実現を

すべきではないでしょうか。選択的夫婦別姓や同性婚を認めても、あなたの生活、人生、結婚に全く影響はありません。幸せな人をつくるだけなんです。増やすだけなんです。是非取り組むよう、よろしく願っています。

女性の再婚禁止期間は国連の女性差別撤廃委員会からも廃止が勧告されていたものであり、今回規定が削除されることは評価できます。

今回上程されている嫡出推定規定に関する民法改正の立法趣旨の一つは、無国籍の子供たちをなくすということです。衆議院法務委員会でも前大臣は、無国籍、無戸籍ゼロを目指し、無戸籍者をなくすことが法務大臣、法務省としての目標であり責務であると明確に述べられました。新大臣も同じ覚悟をお持ちですか。

今回の民法改正の柱は、母親が再婚すれば子供も再婚相手、つまりは後婚の夫の子と推定し、出生届の提出ができるというものです。逆に言えば、再婚しなければ離婚後三百日以内に生まれた子供は前婚の夫の子と推定をされ、これまでどおりの扱いが続きます。母親は、前夫と交渉したり法的手続に訴えなければならぬことに懸念を持ち、出生届を出さないという状況は変わりません。

結婚解消後法律上の結婚をしなければ救済されない点は、多様化する家族形態の観点から疑問です。すぐ再婚して子供が生まれるということは簡単ではありません。

現実的には、DV事案などの場合、離婚すること自体が難しく、離婚後すぐ再婚するということのハードルは高いです。父母が様々な事情ですぐ

二

法律上の結婚ができない場合に子供を救済できません。また、今回の法律案では、子供の出生時に再婚をしていなければ従前どおり前婚の夫の子供とされ、出産の日以降に再婚をしても再婚後の夫の子供にはなりません。母親の再婚の有無、またそのタイミングで子供の父が全く変わってしまうという規定にどこまで合理性があるのでしょうか。公平でしょうか。

大臣や法務省の無戸籍ゼロへの覚悟とは裏腹に、母親が再婚しない、できないケースでは、結局、無戸籍の子供になってしまう、問題の解決にはならないと考えます。今回の改正での効果は極めて限定的で、無戸籍の子供を生じさせないという立法趣旨を満たすことはできないのではないのでしょうか。

嫡出というのは正当なという意味があると言われています。先進諸国ではそういう言い方をせず、婚外子、婚内子という言い方に変え、そもそもそのような区別をなくす方向にあります。嫡出という概念そのものを見直し、婚外子も含めた父親の推定規定の在り方まで進むべきではないですか。国会でも嫡出という言葉を見直すべきだと度々指摘されてきましたが、嫡出推定規定の見直しの際にその用語をどうするかを検討事項だとの答弁に終始してきました。では、今回の見直しの際に十分な検討がされたのでしょうか。それでもなお引き続き嫡出という言葉を使民法で使用する意図をお示しください。

また、出生届も問題です。嫡出子かそうでないかをまずチェックされる欄は変更されるべきではないですか。かつて法務省は、変えるべく戸籍法案の、親権を行う者は、子の人格を尊重すると

改正法案を作りました。今こそ上程すべきではないですか。

国籍法三条三項の新設は大問題です。

認知が無効になると遡及して国籍まで失ってしまうという重大な問題について質問をします。

認知後何年経過しても、そして何歳になっても、取得した日本国籍を認知時などに遡って剥奪されてしまいます。何十年と日本で日本人として暮らしていても、仮に認知が無効になれば、日本人でなくなり、強制退去の対象になってしまう。配偶者や子供、孫がいれば、その人たちも含めて強制退去の対象になります。日本人でなくなつて無国籍になった場合、どこに強制退去させるのでしょうか。重大な人権問題となります。

法案には、日本国籍が剥奪となることにより無国籍状態となる当事者についての例外、救済規定が全くありません。法務大臣は、この問題の認識がありますか。衆議院の法務委員会では、個々の判断するという答弁もありました。どのように解決をされるのでしょうか。

子供の虐待について質問をします。厚生労働省に設置された体罰等によらない子育ての推進に関する検討会の取りまとめにおいて、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為である場合は、どんなに軽いものであつても体罰に該当し、法律で禁止されますとの体罰の定義と具体例が示されています。

体罰をする親は、往々にして体罰と思つておらず、適切なしつけだと考えています。今回の改正案の、親権を行う者は、子の人格を尊重すると

もに、その年齢及び発達程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないとするのは、どんなに軽いものであつても体罰に該当するということ子どもの権利条約の一般意見八号や、厚生労働省の検討会の取りまとめの定義を変更するものであり、親の体罰を是認するものになるのではないのでしょうか。

政治は人を幸せにするためにあります。

様々な人の多様な生き方を保障する法制度の実現が必要ですが、今回の法改正は一步前進です。しかし、無戸籍のゼロを実現するには程遠い内容であること、父親の推定の根本的な見直しをする必要があること、国籍法三条三項が甚大な人権侵害を起すこと、子供の虐待の規定の問題点など、問題や課題があります。また、民法といえは、選択的夫婦別姓と同性婚も実現する必要があると思います。

様々な人の多様な生き方を保障する法制度の実現が国会で必要です。そのために奮闘するということをお願い申し上げます。私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣齋藤健君登壇、拍手)

○国務大臣(齋藤健君) 福島みずほ議員にお答え申し上げます。

まず、いわゆる旧統一教会問題に関し、今後の取組に向けた決意についてお尋ねがありました。この点につきましては、先般、関係省庁連絡会議で申し合わせた、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策を関係省庁と連携して着実に実施し、被害者の救済に向けた取組に万全を尽くしてまいります。

なお、自民党に関する御指摘につきましては、法務大臣としてお答えをする立場にはございません。

次に、旧統一教会などによる様々な人権問題への影響等についてお尋ねがありました。

御指摘のような問題に関する政府の取組に旧統一教会などの特定の団体の影響があつたとは考えていません。

全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることができ、多様性が尊重される社会を実現することは重要であり、そのような観点から、国民各層の意見、国会における議論の動向も踏まえつつ、必要な検討を行ってまいります。

次に、葉梨前大臣の発言についてお尋ねがありました。

この点につきましては、葉梨前大臣自身が説明を尽くされるべきものと認識しています。

私自身につきましては、自分が果たさなければならぬ職責に影響が出るような発言は厳に慎まなければならないと考えています。

次に、自由権規約委員会からの死刑に関する勧告についてお尋ねがありました。

自由権規約委員会において、我が国が提出した第七回政府報告について審査が行われ、本月三日、総括所見が公表されたことは承知いたしております。総括所見のうち、死刑に関する事項として、死刑の廃止を検討することなどの勧告等がされたものと承知しています。死刑の廃止は適当ではないと考えていますが、いずれにしても、今後、勧告等の内容を精査し、我が国の実情等を踏

まえ、適切に対処してまいります。

次に、我が国の出入国在留管理行政に関する自由権規約委員会からの勧告等についてお尋ねがありました。

総括所見のうち、我が国の入管行政に関して自由権規約委員会からの勧告等がされたことは承知いたしております。この勧告等では、我が国の入管行政における対応について、歓迎されているものもあるなど、一定の評価もされているものと認識しています。

また、我が国の出入国在留管理制度は、出入国管理及び難民認定法等に基づき、制度と運用の両面において手続の適正性が確保されているものと考えております。今後、勧告等の内容を精査し、その趣旨を尊重しつつ、我が国の実情等を踏まえ、適切に対処してまいります。

次に、選択的夫婦別氏制度についてお尋ねがありました。

法務省は、平成八年の法制審議会の答申を受け、同年及び平成二十二年に選択的夫婦別氏制度を導入するための法案を準備しましたが、国民の間や当時の政権内にも様々な意見があったことから、法案の提出には至りませんでした。

夫婦の氏の在り方については、現在でも国民の間に様々な意見があり、今後とも、国民各層の意見や国会における議論を踏まえ、その対応を検討していく必要があると考えています。

次に、同性婚制度の実現についてお尋ねがありました。

全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることができる、多様性

が尊重される社会を実現することは重要であると考えています。

もつとも、同性婚制度の問題は、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民的なコンセンサスと理解を得た上でなければ進めることができないと考えています。

次に、無戸籍者解消に向けた覚悟についてお尋ねがありました。

無戸籍者にならないようにすることは法務省や法務大臣の使命であり、無戸籍者問題を解消するよう努めてまいりたいと考えています。

次に、嫡出推定制度に関する本改正法案の合理性についてお尋ねがありました。

嫡出推定制度の意義は、婚姻の夫の子である蓋然性が高いことを踏まえ、子の出生の時点で父子関係を定め、子の地位の安定を図ることにあります。このような意義に照らすと、嫡出推定の例外を設ける場合にも、誰の子である蓋然性が高いか、また、戸籍窓口における形式的審査により認定を行うことが可能かを考慮する必要があるとす。

そこで、母の再婚後に出生した子は再婚後の夫の子の蓋然性が高く、その事実は形式的審査で認定可能であることから、母の再婚後に出生した子に限って再婚後の夫の子と推定することとする規律は合理的であると考えています。

次に、母が再婚しない場合における無戸籍の解消についてお尋ねがありました。

本改正法案では、子及び母にも否認権を認めることとしており、母親が再婚していないため前夫の子と推定される場合でも、否認権が適切に行使

されることによって無戸籍者問題の解消が図られるものと考えています。

法務省としては、引き続き、無戸籍の方々に寄り添った支援を継続するなど必要かつ可能な支援を行い、否認権が適切に行使されるように取り組んでまいります。

次に、嫡出概念の見直し等についてお尋ねがありました。

現行法上、嫡出である子と嫡出でない子では、法律上の父子関係の成立のみならず、親権者、氏、入籍すべき戸籍の決まり方においても異なる規律がされており、これらの規律を見直すことについては、それぞれの規律ごとに具体的な立法事実や国民の意識等を踏まえた検討が必要と考えられます。

一般に、民事基本法制については、国民の意識や社会情勢の変化等に対応し、不断に見直しをしていくことが重要であると考えていますが、現時点では、嫡出という概念を見直し、それを前提とした父子関係の推定の規律を設ける必要があるとは考えていません。

次に、嫡出という用語の見直しについてお尋ねがありました。

法制審議会民法(親子法制)部会においても、一部の委員から、嫡出という用語を見直し、婚外子という用語にする意見も出されましたが、この用語についても差別的であるとの指摘がされるおそれがあるなどの意見もあり、嫡出の用語の見直しは要綱に盛り込まれなかったものと承知しています。

法令用語については、国民の意識や社会情勢の

変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをしていくべきものと考えており、引き続き、そうした情勢等を注視していきたいと考えています。

次に、出生届書に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載することについてお尋ねがありました。

法律婚主義を採用する現行制度の下においては、嫡出子と嫡出でない子との間には、民法上、嫡出子は父母の氏を称し、嫡出でない子は母の氏を称するなど、子の氏等に関して異なる取扱いがされています。そして、戸籍法上も、かかる民法の規定を受けて、子が入籍すべき戸籍について、嫡出子と嫡出でない子との間で異なる取扱いをしています。

この点について、最高裁判平成二十五年九月二十六日判決は、出生届書に嫡出子と嫡出でない子の別を記載すべき旨を定める戸籍法の規定は不合理な差別的取扱いを定めたものではないと判断しています。

したがって、現時点で出生届書のチェック欄を変更する予定はありませんが、この点については様々な御意見があるものと承知しており、どのような方策が適切か考えてまいります。

次に、出生届書の記載に関する戸籍法の改正についてお尋ねがありました。

御指摘の問題に関する戸籍法の改正については、平成二十五年当時、緊急性に乏しいと判断し、その改正案の国会への提出を見送ったものであり、現時点で法改正を行うことは考えておりませんが、この問題についてはどのような方策が適切か考えてまいります。

次に、本改正案における国籍法の改正について

お尋ねがありました。

できるだけ無国籍者の発生を防止する等の配慮をすることが重要であると認識しています。

法務局においては、日本の国籍を取得するための手続や外国の大使館等における所要の手続に係る案内を、無国籍者の身分関係や意向等を踏まえて行う等の取組を行っています。また、退去強制手続を受けることになった場合でも、個別の事案に応じ、例えば、本邦で学校教育を受けるなどの事情を考慮し、法務大臣の裁量によって在留特別許可が与えられることがあります。

引き続き、無国籍者の置かれた立場に配慮しつつ、無国籍状態の解消に向け、可能な対応をしてまいります。

最後に、本改正案の体罰の意義についてお尋ねがありました。

本改正法案の体罰とは、子の問題行動に対する制裁として子に肉体的な苦痛を与えることをいいます。体罰に該当する行為は、当然に子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に該当し、許されないと考えています。

したがって、本改正法案によって親権者による体罰が是認されることにはなりません。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 梅村みずほ君。

(梅村みずほ君登壇、拍手)

○梅村みずほ君 日本維新の会の梅村みずほです。

ただいま議題となりました民法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。

今回の改正の主な内容は、嫡出推定規定の見直しと女性の再婚禁止期間の廃止、嫡出否認制度に関する規律の見直し、懲戒権に関する規定等の見直しの三点です。

まず、嫡出推定規定の見直しについて伺います。

父子関係は、母子関係とは異なり、生物学上の存否を明らかにすることが困難であることから、法律上で父子関係を確定し、父子という身分関係の法的安定の確保を図り、家庭の平和を保持するというのが嫡出推定の妥当性であると認識をしています。

しかし、それは一昔、二昔前のロジックであり、DNA鑑定、遺伝子検査等が発達、進歩した現在、イギリスのコンロー上原則として行われているように、子の遺伝上の父が法的な父となることが好ましいと考えます。

嫡出推定制度ではなく、DNA鑑定等を用い生物学上の父の確定を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。日本において生物学的な親子と社会的な親子はどちらが優位であるべきかと併せて、法務大臣の御見解をお尋ねいたします。

女性の望まぬ妊娠や出産後の痛みしい虐待死事件、また、赤ちゃんポストに預けられた子と母の実情等を問題視されながらも、子供をつくった生物学上の父親の責任の所在について、この国会ではなかなか議論になりません。

DNA鑑定等によって、日本に生まれる子供たちの生物学上の父親を可能な限り明らかにする必要性について、法務大臣の御見解をお示しください。

い。

次に、女性の再婚禁止期間の廃止について質問します。

イタリア、インドなどは再婚禁止規定がある一方、ノルウェー、ドイツ、オランダなどはその期間が廃止されており、諸外国でも規定が分かれてきます。女性のみに規定のあった再婚禁止期間が廃止されることに歓迎の声は多いものの、廃止後に起こり得る問題についてはどのように考えているか、法務大臣の所見をお聞かせください。

また、今回は国籍法の一部を改正して、事実上反する認知の効力を争えなくなった場合でも、事実上反する認知によつては日本国籍を取得することができないという規定を設けることも含まれております。

虚偽認知による国籍の不正取得を防止するためと認識をしていますが、緊張感高まる昨今の世界的な安全保障情勢に鑑みても、国籍の不正取得を防止することは我が国にとつて大変重要であります。懲戒権や嫡出推定のついでのように議論をしてよいものとは思えません。外交的、防衛的観点から十分に検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。法務大臣に問います。

懲戒権についてお尋ねいたします。

懲戒権を児童虐待の口実にさせない、そのための法改正がまさに今回であり、いよいよ民法から懲戒権という言葉が削除されます。

虐待防止の啓発、虐待の早期発見は言わずもがな重要である一方、いかに児童虐待を未然に防ぐかが肝要であり、その観点から今回の法改正がなされるものと理解しております。

しかし、今回の法改正をもってしても、児童虐待はなくなりません。我が子をあやめた親たちは、なぜ拷問さながらの所業で我が子を絶命に至らしめたのか。子供をたたくことをやめられない親たちは、なぜ眠りについた我が子の寝顔に毎夜ごめんねと謝りながらも手を上げることがやめられないのか。その根本を探る必要があります。

令和三年年度の相談対応件数は二十万七千六百五十九件で過去最多となり、平成二十七年年度の十万三千二百八十六件から、僅か六年で倍増という数字になっています。数が増えたから即座に問題というのではなく、虐待問題の重大さが社会に認知された側面、疑いの段階で通報してくださる方が増加した側面など、様々な要因があるのかと思ひますが、厚生労働省は、保護者が我が子を虐待する原因分析をどのように実施されているのでしょうか。

児童虐待の罪に問われた保護者や保護者と内縁関係にある者の中には、自らも親との愛着形成がなされぬまま、壮絶な人生をたどった人がいます。

児童虐待による悲劇を繰り返さぬためには、罪を犯した当事者や、虐待疑いで児童相談所と関わった当事者の生育歴や妊娠の経緯、子育てにおける困難要因の本格的な調査や研究、分析が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

また、ゼロ歳ゼロ日児の虐待死が最多であることから、未受診妊婦や若年出産等、出産後の育児に際してのハイリスク要因を調査し、出産の段階からアウトリーチ型の支援や福祉につなげる方策

が必要と考えますが、厚生労働大臣の御見解をお聞かせください。

今回の改正の意義を広く国民に認知していただくことは大変重要です。子育て中の親権者を始め広く国民に普及し、虐待防止の世論を今以上に高めていく具体的方策について、法務大臣にお尋ねいたします。

子供には、丸いほっぺでおなかいっぱい御飯を食べてほしい、明るく笑い、こけて泣いても立ち上がり、将来への夢を描いて健やかに育ってほしい、美しい国土と豊かな文化、味わい深い伝統と歴史に恵まれた日本を誇りに思い、自分と他人の心と体と人生を大切にしながら人間力を磨き、この国の未来を紡いでほしい。そのためには、大人が子供たちの目線に合わせる社会であらねばならないはずですが、今の日本は、子供たちが大人を氣遣い、精いっぱい我慢をしているのが実情ではないでしょうか。

虐待を受けながらも、僕が私が悪い子だからと耐える子供。離婚して会えなくなった親が恋しいけれど、寂しさを我慢している子供。感染症対策もそうかもしれません。大人たちが徹底していない黙食やマスクの着用を実質強制されている地域や学校は多く、子供の成長や発達に教育学や脳科学の専門家からも警鐘が鳴らされています。

多くの幼い子供たちは、自分に権利があることを知りません。政治に声を届けるすべも知りません。岸田総理のおっしゃる、こどもまんなか社会の実現のためにも、子供の持つ権利について子供たちへ伝えることが重要と考えますが、法務大臣の御見解をお聞かせください。

また、子どもの権利条約を学習指導要領に入れることへの是非を文部科学大臣に問います。

この法改正に伴い、児童福祉法及び児童虐待防止法からも懲戒権の記述がなくなりませんが、学校教育法第十一条においては、教師から児童生徒に対する懲戒権の規定がそのまま残されています。

文部科学大臣にお尋ねいたします。

民法改正を受けて、学校教育法第十一条を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

文部科学省が昨年十二月に公表した令和二年度の体罰の実態把握については、全国の小中学校などで八百七十一名の子供たちが体罰を受けていると明らかにされています。懲戒権という言葉が学校教育法に残る限り、体罰はなくならないと考えますが、大臣の御見解をお願いいたします。

また、度々問題となる指導死についてですが、文部科学省の各種資料には指導死という言葉はありません。なぜでしょうか。

法務大臣にも尋ねます。

虐待の口実にされるのと理由で民法から懲戒権という言葉を削除するにもかかわらず、学校教育法に懲戒権が残ることに合理性があるとお考えでしょうか。

旧統一教会問題で、各党は何とか被害者を救済するべく協議を進めています。長年放置されていた問題にメスを入れる重要な局面であり、多くの国民が納得できる形で立法に我が党も力を尽くす所存です。

私は、いわゆる宗教二世です。小学五年生の頃に母が入信したのをきっかけに、親の愛情が自分から神へと離れていくのを、小さな家庭があつて

なく崩壊していく様子を、そして、ささいな心の隙間から人が信仰にのめり込みマインドコントロールされていく過程をつぶさに見てきました。今も傷が癒えることはなく、これからその傷は繰り返し痛むでしょう。

寄附上限を定めることや相談体制も重要ですが、親にとつての聖域は時に子供にとつての生き地獄となり、一人の人間の心と体と人生を傷つけ、一つの家庭のささやかな幸せを握り潰していきます。宗教は、人の心を救うもの、尊いものです。一方で、宗教の名を借りた反社会的な団体による児童虐待を許さないでください。

宗教を原因とした虐待は、その一つ一つがささいなケースもあります。しかし、たつた一つの心ない言葉が積み重なっていじめ自死へつながるように、二十四時間三百六十五日、厳しい規律に縛られ、親にコントロールされる生活は、緩慢な拷問ともいえるべき苦痛を子供たちに与えることがあります。

こうした問題についても対応できるよう、児童虐待防止法において検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。虐待を受けた宗教二世を救済する法令を整備するお考えをお持ちでしょうか。厚生労働大臣に伺います。

年間八十一万人しか新生児が生まれないこの国で、元氣いっぱい産声を上げてくれたにもかかわらず、虐待、いじめ、犯罪被害、自殺などで大人になることができなかった子供たちがいます。一生の傷と生きづらさを抱え、必死に生きる子供たちがいます。彼らの無念や苦痛を法律に変え、未来の子供たちを健やかに育める日本をつくるこ

とは、彼らへの慰めともなります。

日本維新の会は、全てを懸けて次世代のための政治を行っていくことをお誓いし、私の質問を終了します。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

○国務大臣(齋藤健君) 梅村みずは議員にお答えをいたします。

まず、父子関係の確定にDNA型鑑定等を用いること等についてお尋ねがありました。

嫡出推定制度の意義は、婚姻関係を基礎として父子関係を推定することで、子の出生の時点で父子関係を定め、子の地位の安定を図ることにあります。仮に、DNA型鑑定等により父を確定するとすれば、家庭の平穩を害する懸念があり、また、父が鑑定に応じないときは子の父が確保されないおそれがあるなど、子の利益の観点からも妥当ではありません。したがって、DNA型鑑定等が発達した現在でも嫡出推定制度を維持する必要があります。

実子に関する法律上の父子関係は、嫡出推定制度又は認知によって生じます。父子間に血縁関係がない場合には訴えにより父子関係が否定されることがありますが、法定の期間が経過すると血縁関係の有無にかかわらず法律上の父子関係が争えなくなるといって定まるものではないと言えます。

このようなことから、生物学的な親子と社会的な親子の関係は、一方が他方に常に優位に立つものではないと言えます。

次に、DNA型鑑定等により生物学上の父を明

らかにする必要についてお尋ねがありました。
子の生物学的な父が子に対して負うべき責任の在り方の問題は、民法上の規律とは別個に様々な視点から論じられるべきであると考えられることから、法務省の所管を超える問題であり、お答えすることは困難であります。

次に、再婚禁止期間の廃止により生じ得る問題についてお尋ねがありました。

女性の再婚禁止期間の定めは、前夫の嫡出推定と再婚後の夫の嫡出推定との重複を回避することを目的として設けられていたものです。

本改正法案では、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には再婚後の夫の子と推定することとしたため、推定の重複により父が定まらない事態は生じなくなることから、再婚禁止期間はその必要性がなくなり、廃止することとしています。

このような廃止の理由に照らせば、女性の再婚禁止期間の廃止によって法律上何らかの問題が生ずるということは想定されないと考えます。

次に、本改正案における国籍法の改正についてお尋ねがありました。

本改正法案では、認知による国籍の取得に関する規定は、認知について反対の事実があるときは適用しないこととしております。

この国籍法の改正は、虚偽認知による国籍取得の防止が重要であるとの認識の下、民法の改正により国籍取得についての従前の取扱いに疑義が生ずることがないように明文で規定したものです。国籍制度の在り方については、今後とも、国民の

意識や国際的な動向等も踏まえながら議論していく必要があると考えています。

なお、御指摘に係る観点からの検討の必要性については、法務省の所管ではないと考えられるため、お答えは差し控えます。

次に、本改正法案の周知についてお尋ねがありました。

児童虐待の防止に向けた明確なメッセージを国民に向けて発することにより児童虐待の防止を図るといふ本改正法案の趣旨からすれば、親権者を始め広く国民に対し本改正法案の意義を周知、広報することは極めて重要であると考えています。

児童虐待の防止をより一層進めていくため、本改正法案の意義について、厚生労働省等と連携するなどして周知、広報に取り組んでまいります。

次に、子供の持つ権利を子供たちに伝えることの重要性についてお尋ねがありました。

子供が自分自身の権利について認識し、理解することは、子供の権利擁護にとって極めて重要であると考えています。法務省の人権擁護機関では、学校における人権教室の実施など、各種の人権啓発活動に取り組んできたところですが、今後とも、その一層の充実に努めてまいります。

最後に、学校教育法の懲戒権に関する規定についてお尋ねがありました。

民法第八百二十二条は親権者の懲戒権に関する規定であり、その削除を踏まえて、学校教育法第十一條の校長等の懲戒権に関する規定を見直すかどうかについては、同法を所管する文部科学省において検討されるべき事項であると認識をいたしております。（拍手）

（国務大臣加藤勝信君登壇、拍手）

○国務大臣（加藤勝信君） 梅村みずほ議員から、失礼、梅村みずほ議員の御質問にお答えいたします。

児童虐待の原因分析及びアウトリーチ型の支援や福祉につなげる方策についてお尋ねがありました。

厚生労働省においては、毎年度、児童虐待による重篤な事案の再発防止につなげるため、死亡事例に関する背景要因等の分析、検証を実施しているところであり、

加えて、虐待に至った要因について、今年度の調査研究事業において分析を行うこととしております。その結果も踏まえて、必要な対応を進めてまいります。

また、妊娠婦や児童の安全確保を図るため、アウトリーチによる出産直後の子育て家庭の状況把握を行う事業に取り組んでいるところであります。

さらに、今後、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、妊娠届出時と出生届出時を通じて合計十万円相当の経済的支援を実施することとしております。

これに加えて、改正児童福祉法に基づき、全ての妊娠婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援体制の強化や、生活に困難を抱える妊娠婦等に、一時的な住まいや食事の提供など、日常生活の支援を行う事業にも取り組んでまいります。

虐待防止法の定義や宗教二世の救済についてお尋ねがありました。

現行の虐待防止法第二条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等、保護者の意図にかかわらず、児童虐待に該当し得るものであり、現行法で対応可能と考えております。この点に関して、保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らないことと併せ、自治体に周知したところであります。

また、児童相談所等が相談において適切に対応できるようにするためのＱアンドＡを、当事者や支援者の方々の御意見も伺いながら、年内を目途に作成をしているところであります。

児童虐待の被害に苦しんでいる宗教二世の方々の救済が着実に図られるようにしてまいります。（拍手）

（国務大臣永岡桂子君登壇、拍手）

○国務大臣（永岡桂子君） 梅村みずほ議員にお答えいたします。

子どもの権利条約を学習指導要領に入れることについてお尋ねがありました。

学習指導要領は、教育課程の大綱的な基準であり、個別具体の事項を網羅的に扱うことにはなっており、個別の条約名について盛り込むことはなじみにくいと考えています。

このため、学習指導要領上、児童の権利に関する条約という文言は明記されていませんが、関連する記述として、例えば、中学校の社会科公民的分野において基本的人権の尊重の理解を扱うことなどを規定しております。なお、令和三年度より中学校で使用されている社会科公民的分野の教科書などにおいて児童の権利に関する条約に関する記載があります。各学校においてしっかりと指

導が行われるよう、学習指導要領の趣旨徹底に努めてまいります。

次に、学校教育法第十一条の見直しの必要性についてお尋ねがありました。

民法第八百二十二条の懲戒権の規定は、民法第八百二十条が定める監護教育権の一環として行われるしつけのうち、子に問題行動等があった場面について特に規定を置いたものであり、児童虐待の防止等に資するため、今般の改正で当該規定を削除しても、引き続き民法第八百二十条に基づき親権者が適切なしつけを行うことはできるものと承知をしております。

これに対し、学校教育法に規定する懲戒とは、学校が教育目的を達成するため、教育上必要な範囲で叱責、注意や、退学、停学等を行うことができることとされており、今般の民法改正の趣旨とは異なることから、学校教育法第十一条を見直す必要はないと考えております。

次に、体罰及び指導死についてお尋ねがありました。体罰は学校教育法第十一条で禁止されていること、また、指導死という言葉についてはその定義が一般に定まっていまませんが、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な行動等は学校教育においていかなる場合においても決して許されることではないというところでございます。

文部科学省においては、平成二十九年に通知を発出し、児童生徒の特性や発達段階を十分に考慮せず、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒を精神的に追い詰めることになりかねないことなどを示すとともに、生徒指導担当者向けの研修会等において周知をしてきました。

さらに、八月二十六日に公表した生徒指導提要の改訂案においては、威圧的、感情的な言動で指導するなど、不適切な指導と捉えられ得る例を具体的に示すとともに、指導を行った際に、児童生徒を一人にせず、心身の状況を確認するなど、指導後のフォローが重要であることなどを示したところでございます。

文部科学省としては、体罰や不適切な指導が根絶されるよう、引き続き取り組んでまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 川合孝典君。

(川合孝典君登壇、拍手)

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

会派を代表し、民法等の一部を改正する法律案について、齋藤法務大臣に御質問します。

法案質疑の前に、靈感商法による被害者救済法の在り方について一言触れさせていただきます。

現在与野党で議論が行われている被害者救済法は、今後の被害を生じさせないことに主眼を置いて、消費者契約法や国民生活センター法等の改正を行うおつもりでございます。

国民民主党は、こうした動きに加えて、刑法を改正して心理的な支配を利用して不当に財物を得る行為への処罰規定を設けるとともに、組織的犯罪処罰法を改正して当該罪への刑の加重を行うことを提案いたしております。また、当該法人の法令違反行為に対して行政庁的確な権限行使のた

め、関係法令の適用が行えるように担保すること求めております。被害者救済とともに再発防止策の実効性を高める観点から、罰則規定の創設が必要であるということ強く求めてまいりたいと考えております。

では、法案の質問に入ります。

今回の民法改正は、子供の利益、地位を保全する観点から民事基本法制を改善するものであり、その意義は大きいものと認識しております。

一方で、親子関係の根幹を成す親権などは、社会の現状や制度の整合性、安定性の観点から明確な規定を盛り込み切れなかった積み残しの課題もございいます。

まず、民法第八百二十二条に規定されてきた懲戒権規定の削除について質問します。

前回、二〇一一年の民法改正では、親権喪失の要件を親権者の行為態様の側から定めておりましたが、今回の法改正では、子供の権利が侵害されているかどうかという子供側からの規定する内容に転換しております。

懲戒権規定を削除した上で、一般的な観点から親権の適切な行使とはいかなるものかということをも明文化することによって包括的に児童虐待への対策を推進しようとするものであり、評価できる内容だと考えております。

民法第八百二十条は、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うという監護教育権を規定しています。そして、民法第八百二十二条は、この監護教育権の規定に基づき、必要な範囲内での子を懲戒できることを規定していますが、この民法第八百二十二条の懲戒権規定が児童虐待を正当化する口実に使わ

れるおそれがあることから、今回、懲戒権規定が削除され、加えて、民法八百二十一条に新たに子の人格の尊重を設けることで児童虐待の防止を実現しようとする、これが今次法改正の趣旨であります。

そこで質問ですが、子の人格の尊重を規定する民法八百二十一条には、親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないと今回規定することになります。

では、この体罰に該当する行為とはどのような行為を指すのか、具体的にお聞かせください。あわせて、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動とはいかなる言動なのか併せて御説明をお願いしたいと思います。

この点について、法案要綱の補足説明では、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の内容は、実体法上禁止されるべきことについて、社会的コンセンサスが形成される行為に限られるものであるとの説明がありますが、範囲が不明確であります。

そこで質問ですが、この社会的コンセンサスが形成されている行為とはどのような行為と考えればよいのか、御説明をお願いします。

また、子供の利益を図るため、親権者に子供の監護教育の指針を示す今回の法改正が、困難な事情を抱える親をむしろ追い込むことになり、かえって子の利益を害するとの指摘がなされております。したがって、社会、経済、メンタルヘルス

など多面的な観点から、困難な状況を抱えている親への適切な支援が極めて重要になるものと考えられます。この点について法務大臣の認識をお伺いします。

ちなみに、令和二年の定員合理化五か年計画に基づいて現在人員の削減が各省庁で行われておりますが、司法を取り巻く環境やニーズが大きく変容する現在、人員削減ありきの議論ではなく、法改正と併せて人的基盤の充実強化も議論すべきかと考えます。

定員合理化五か年計画が進む中、今次民法改正に伴って必要となる家庭裁判所の支援体制の強化をどのように図っていくのか、併せて法務大臣にはお伺いします。

次に、国籍法の改正について御質問します。
認知の届出について、国籍法三条に三項が新設されました。無論、偽装認知による国籍取得は決して認められるものではありませんが、今回の国籍法改正には幾つかの疑問が残っております。そもそも、現行刑法においても偽装認知は公正証書原本不実記載罪に該当しますので、新たに国籍法三条に三項を設けなくても刑法で処罰できるものと考えます。なぜわざわざ国籍法三条に三項を加える必要があったのか、法務大臣の説明を求めます。

これまで、認知によって成立しないし確定された親子関係が、期間の制限なく認知無効の訴えによって覆される可能性がこれまでありました。いつまでも子供の地位が不安定な状況に置かれることとなる現状に鑑み、認知無効の訴えにおける権利濫用を制限する観点から、今回、民法七百八十八

六条を改正して、認知無効の訴えに七年間という期間制限を設けて子供の地位の保全を図ることとしております。

しかし、同時に、国籍法三条に三項を新設して、国籍法三条の手続に限っては民法七百八十六條の改正の仕組みを適用せず、認知が事実反する場合は、仮に認知後何十年が経過していても国籍法三条に基づく国籍取得を認めず、既に取得している日本国籍をその取得時に遡って喪失させることとなります。

私は日本国籍の不正取得を決して容認しない立場であり、偽装や虚偽の国籍申請を行った当事者の日本国籍を剥奪することに異論はありません。しかし一方で、婚外子として出生したことについて、子供自身に責任はありません。今回の国籍法三条三項の追加は、その解釈、運用のいかんによつては、認知が事実反した場合、日本で生まれて日本人として育ってきた子供が出生時に遡って国籍を剥奪され、不法在留者として強制退去の対象者になるという最大の不利益を被ることとなります。

無戸籍児を減らすという民法改正の立法趣旨に明らかに逆行するとの指摘には合理性があるものと考えますが、この点について法務大臣の認識をお伺いします。

あわせて、今回の国籍法三条三項は、認知に反する事実がある場合に国籍取得を無効にすることを規定するものでありますが、認知自体を無効にするか否かは条文に記載されておりません。国籍法三条三項は認知自体を無効にするものなのでしょうか。法務大臣にお伺いします。

最後に、今後検討すべき課題について御質問をします。

現行国籍法では、日本人の父親から認知された外国籍の子供は国籍法三条一項の規定によって日本国籍を取得できますが、そのときに外国籍の離脱は求められておりません。したがって、この子供は複数国籍を持つこととなります。一方、日本国籍を持つ人が外国籍を取得すると、国籍法十一條一項の規定によって選択の余地のないまま日本国籍の離脱を求められます。

外国籍を持つている人が日本国籍を取得すると複数国籍を持つことが可能である一方、日本国籍を持つ人が外国籍を取得すると日本国籍を失ってしまう現状の規定は整合性に欠けるとの指摘は的を射ているものと考えられます。

国際化が進展する現代社会に即した国籍法改正の議論を進めるべきと考えますが、法務大臣の御認識をお伺いし、私の質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣齋藤健君登壇、拍手)
○国務大臣(齋藤健君) 川合孝典議員にお答え申し上げます。

まず、体罰に該当する行為についてお尋ねがありました。

本改正法案における体罰とは、子の問題行動に対する制裁として子に肉体的な苦痛を与えることをいいます。どのような行為が子に肉体的な苦痛を与える行為に当たるかについては、当該行為の態様のほか、子の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的、時間的狀況等が考慮されることとなりますが、どんな事情であれ、個

別的な判断に委ねられることとなりますが、一般論としては、子を殴るといった行為は体罰に当たると考えられます。

次に、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の意義についてお尋ねがありました。
本改正法案の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動とは、子に不当に肉体的又は精神的な苦痛を与え、その健やかな身体又は精神の発達に悪影響を与え得る言動をいいます。

どのような言動が子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に当たるかについては、最終的には具体的な事案を前提とした裁判所における個別的な判断に委ねられますが、一般論としては、例えば、幼少の子の問題行動に対する制裁として、深夜、家から締め出したり、長時間にわたる罵倒し続けたりといった言動はこれに当たる可能性が高いと考えます。

次に、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に関し、社会的コンセンサスが形成されている行為の意義についてお尋ねがありました。
子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動とは、社会通念に照らして法律上禁止されるべきと言える行為をいいますが、法制審議会における検討の過程で、そのような行為を意味するものとして社会的コンセンサスが形成されている行為との表現が用いられたものと承知しています。

次に、困難な事情を抱える親への支援についてお尋ねがありました。
本改正法案民法第八百二十一条は、親権者の監護教育権の行使における行為規範を示すものです。このような行為規範が示されることにより、

困難な事情を抱える親が子育ての仕方について心理的に追い込まれることなどがないよう支援をしていくことは、子の利益を図る観点からも重要であると考えています。

困難な事情を抱える親に対する支援については、既に厚生労働省において様々な支援に取り組んでいるものと承知しており、法務省としても、本改正案の意義に関する周知、広報等を通じて、このような取組に必要な協力をしてまいります。

次に、家庭裁判所の人的基盤の充実強化についてお尋ねがありました。

家庭裁判所の体制整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、最高裁判所において適切に判断されるべきものと考えています。したがって、例えば、今後、家庭裁判所の負担が増加し、裁判所の職員が不足するような状況になれば、最高裁判所において、職員の定員を増員するための立法依頼がされるものと思われま

す。

法務省としても、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいります。

次に、国籍法第三条第三項の新設についてお尋ねがありました。

本改正法案は、民法を改正し、認知の民事上の効力に係る見直しをするものであるところ、日本国民である父により認知された子の日本国籍の取得の可否は、国籍法という公法における認知の効力の問題として別途検討する必要があります。本改正法案では、我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われることがあつて

はならないことを踏まえ、国籍法を改正し、認知による国籍の取得に関する規定は認知について反対の事実があるときは適用しないこととして、事実上反する認知がされた場合には国籍の取得は認められないとの従前からの確立した規律を維持することを明らかにし、この点について疑義が生じることがないようにしたものです。

次に、本改正法案における国籍法の改正について、民法改正の立法趣旨に関連してお尋ねがありました。

認知が事実上反する場合でも日本国籍を取得できるとすることは、結果的に、真偽を問わず、父の認知さえあれば日本国籍を取得することはできることとなります。しかし、そのような結果は、国籍の付与という公法上の法律関係においては適切ではありません。本改正法案における国籍法第三条第三項の規定は、そのような観点を踏まえ、従前からの確立した規律を維持することを明らかにしたものです。したがって、本改正法案における国籍法の改正内容は、認知の民事上の効力を見直す趣旨に反するものではないと考えています。

他方、無戸籍や無国籍状態を解消していくことは重要であると認識しておりますので、引き続き可能な支援を行ってまいります。

次に、国籍法第三条第三項と認知の効力についてお尋ねがありました。

国籍法第三条第三項は、事実上反する認知がされた場合には国籍の取得は認められないとの従前からの確立した規律を維持することを明らかにしたものです。民法上の認知の効力は民法の規律に

従つて判断されるものであり、国籍法第三条第三項の規定が影響を及ぼすことはありません。

最後に、国際化が進展する現代社会における国籍法の改正についてお尋ねがありました。

今回の国籍法の改正は、虚偽認知の防止が重要であるとの認識の下、今回の民法の改正によって国籍取得に係る従前の取扱いに疑義が生ずることがないように明文で規定したのですが、御指摘の重国籍への対応を含め、国籍法の改正については、国民の意識や国際的な動向等も踏まえながら議論していく必要があると考えております。

(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 仁比聡平君。

(仁比聡平君登壇、拍手)

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表し、民法等一部改正案について質問いたします。

戦後民法は、一九四七年、日本国憲法施行に伴い、家父長制を柱とする家制度を廃止し、女性と子供を無権利者とした明治民法を根本的に改めて出発しました。しかし、嫡出、非嫡出の差別や、父の子に対する支配権の色濃い親権概念、懲戒権など、差別的規定をそのまま引き継ぐ不十分さを残しました。

刑法においても、性犯罪における抗拒不能要件や墮胎罪など、憲法に照らし改正されるべき不当な規定が残されています。

憲法二十四条は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならぬ。配偶者の選択、財産権、相続、住

居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と定めています。

本改正案も、憲法と国際人権水準の要求に応えるものにならないと考えると考えますが、法務大臣、いかがですか。

戦後、憲法二十四条の完全実施を求める民法改正運動は高揚し、本法案の柱の一つである再婚禁止期間の削除は、男女平等の見地から、既に昭和二十九年の法制審議会民法部会身分法小委員会でも検討されてきました。

世界人権宣言を始め国際人権水準の発展、とりわけ一九七九年に採択された女性差別撤廃条約は、我が国の民法改正運動を大きく励ましました。

一九八五年、ようやく政府はこの条約を批准し、新国内行動計画が策定され、九一年には、具体的施策として、男女平等の見地から夫婦の氏や待婚期間の在り方等を含めた婚姻及び離婚に関する法制の見直しを行うと盛り込まれたのです。

一九九六年、法制審議会によって仕上げられた民法改正要綱は、こうした運動の中で、婚姻年齢の男女平等、再婚禁止期間の見直し、選択的夫婦別姓の実現、嫡出、非嫡出を問わない子の相続分の平等など、家族法制の抜本的な改正を目指した極めて重要なものでした。

以来、二十六年がたちます。法務大臣、この間、その実現に背を向け続けてきたのが自民党政治ではありませんか。

法は改正されず、深刻な状態に置かれた当事者

の真摯な訴訟によつてその不作為がたゞされ続けてきました。国籍法非嫡出子差別をめぐり二〇〇八年違憲判決、婚外子相続分差別をめぐり二〇一三年違憲判決、そして、再婚禁止期間の一部を違憲とした二〇一五年判決など、憲法違反の判決を下されなければ重い腰を上げず、それでも抜本的な改正を避けてきた姿勢は、法務大臣、もう改めるべきではありませんか。

本法案は、女性のみに課せられた再婚禁止期間を削除するものです。

明治二十三年の旧民法は、血統の混乱を防止する、妊娠の有無が女性の体型から分かるのは六か月などとして、離婚した女性全てに再婚禁止期間を定め、戦後民法はこれをそのまま引き継ぎました。単に父子関係の推定の重複を避けるだけであればほかの手段があるにもかかわらず、女性に対してのみ婚姻の自由を著しく制約してきた憲法違反がようやく正されるところに本改正の大きな意義があると言ふべきです。

今日、立法院と行政に問われているのは、封建的な性差別を拭い去り、個人の尊重、ジェンダー平等をあらゆる法制度と施策に貫くことではありませんか。法務、男女共同参画担当大臣、それぞれ伺います。

政府は、嫡出推定規定の見直しで再婚禁止が不要となったと説明しています。元々、嫡出という用語は、戦前の家制度の下、家督相続の跡取りである長男を嫡男と特別扱いし、婚外子を排除するなど、正統か正統でないかを意味する差別的な概念です。法務大臣、この用語そのものをもうやめるべきではありませんか。

嫡出推定の見直しについて、法務省は、無戸籍児、無戸籍者の深刻な問題解消のためといいますが、問題は、現行法の妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する、婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に、つまり破綻した法律婚中に懐胎したものとして推定するとの規定をそのままにするところにあります。

改正案は、妊娠が再婚届の前でも、再婚届出後に生まれたらその夫の子と推定する規定を置くものですが、両親が様々な事情で法律上の婚姻を届け出ない場合、現行法同様の問題が残ることになります。

戸籍上は夫、けれど、DVやモラハラなどによって婚姻関係が破綻し、苦しんできた女性が、新たなパートナーとの間で子を授かることは決して非難されることはありません。ところが、出生届を出せば、離婚が成立していない戸籍上の夫が子の父と推定されてしまう。それでは無戸籍者問題はなくなりませんか。大臣、問題をどのように解決しようとしているのですか。

国籍法三条の改正は問題です。外国人と日本人との子として認知された子が、血縁のない事実が判明した場合、遡って日本国籍を失う懸念があります。何ら責任のない子が不法滞在扱いされ、住民票や健康保険がなくなるなら、日本で生まれ、日本人として円満に暮らしてきた生活の基盤とアイデンティティーが奪われることになりま。法務大臣、どのように解決しようとしているのですか。この部分は削除すべきではありませんか。

懲戒権は、長年、虐待を正当化する口実になっていたと厳しく指摘されてきました。にもかかわらず、相次ぐ児童虐待という重大な事態に迫られ、親権は子の利益のために行使されるべきものと明記した二〇一一年民法改正でも懲戒権は削除されませんでした。

本法案による削除は、体罰禁止を明記した二〇一九年児童虐待防止法改正など、党派を超えた努力がようやく実るものです。法務大臣、余りに遅過ぎたというべきではありませんか。

国連子どもの権利委員会は、二〇一一年、どんなに軽いものであつても子供に対するあらゆる形態の暴力は認められないと我が国に求めていました。

本法案で、親権者に対して、子供の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達程度に配慮しなければならぬと求める規定を置くことは大切です。ただ、突如法案に盛り込まれた子の心身の健全な発達に有害という文言が、健全な発達に必要なしつだけなど、新たな虐待の口実に使われてはなりません。子どもの権利委員会の指摘も踏まえ、そうした懸念を払拭する法務大臣の答弁を求めます。

翻つてみたとき、九六年法制審答申のうち、今や実現していないのは選択的夫婦別姓だけです。速やかに実現すべきではありませんか。

また、同性婚を認めないことは合理的根拠を欠き、法の下での平等に照らし違憲であると厳しく指摘した二〇二一年札幌地裁は、性自認が自らの意思に基づいて選択、変更できないことは、現在では確立した知見になっていると述べています。大臣

はどう受け止めていますか。

女性差別撤廃条約を有効ならしめる個人通報制度を定めた選択議定書は速やかに批准すべきです。同意見書を採択した地方議会は、九月までに百六十四府県市町村に上ります。

女性差別撤廃委員会は、二〇〇三年、我が国への総括所見で、選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において司法を補助するものであると強調しました。その意義を、来日したパトリシア・シュルツ委員は、人権の保護における司法の基本的役割は国際的な審査を受け入れることによって強化されるものと述べられました。当然のことです。ところが、その意義を問う私の質問に、葉梨前法務大臣は、コメントをすることは控えさせていただきたいと答弁を避けました。

そこで、改めて伺います。

齋藤法務大臣並びに外務、男女共同参画担当大臣、条約委員会の総括所見の意義をどのように理解していますか。

自民党は、統一協会と半世紀にわたり深く癒着し、反共、改憲、ジェンダー平等への敵対で一致し、相互に利用し合ってきました。その影響を拭い去り、憲法と国際人権水準に照らし、個人の尊重、多様性が光る社会を実現するよう強く求め、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕
○国務大臣(齋藤健君) 仁比聡平議員にお答え申し上げます。本改正法案と憲法及び国際人権水準との関係についてお尋ねがありました。

本改正法案の内容は、憲法並びに我が国が締結した条約及び確立された国際法規に反するものではないと考えています。

次に、平成八年の法制審議会の答申の実現についてお尋ねがありました。

平成八年二月にされた法制審議会の答申の内容のうち、女性の婚姻適齢の引上げ、嫡出子と嫡出でない子の間の法定相続分の区分の撤廃及び再婚禁止期間の短縮については、既に法改正がされています。

選択的夫婦別氏制度の導入に関しては、平成八年及び平成二十二年に、法案の提出に向け、法制審議会の答申を踏まえた改正案を準備しました。

しかし、この問題については国民の間に様々な意見があったことなどから、改正法案の提出にまでは至らなかったものと認識しております。

なお、法務大臣として、自民党の姿勢についての評価は差し控えたいと思います。

次に、法改正に関する姿勢についてお尋ねがありました。

法制審議会の平成八年の答申のうち法改正に至ったものは最高裁判所の違憲判決が契機となつていますが、本改正法案の嫡出推定制度の見直しや女性の再婚禁止期間の廃止などは最高裁判所の違憲判断が存在するわけではなく、違憲判決がされない限り抜本的な改正を避け続けるといった御指摘は当たりません。

次に、個人の尊重とジェンダー平等についてお尋ねがありました。

現行法の女性の再婚禁止期間の定めは、平成二十七年最高裁判決においても合憲とされています

が、本改正法案により、結果として、男女の区別なく、再婚禁止期間がなくなります。

本改正法案では、離婚等により婚姻を解消した日から三百日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には再婚後の夫の子と推定することとしたため、推定の重複により父が定まらない事態は生じなくなることから、再婚禁止期間は、その必要性がなくなり、廃止することとしたものです。

本改正法案は幾つかの内容を含んでいますが、全体として、憲法に定められている個人の尊重、法の下の平等、両性の平等の理念に合致するものと考えています。

次に、嫡出の用語の見直しについてお尋ねがありました。

嫡出でない子という用語について、最高裁判所は、民法の規定上、法律上の婚姻関係ない男女の間に出生した子を意味するものとして用いられており、差別的な意味合いを含むものではないと判示しています。

法制審議会民法(親子法制)部会においても、一部の委員から、嫡出という用語を見直し、婚外子という用語にする意見も出されましたが、この用語についても差別的であるとの指摘がされるおそれがあるなどの意見もあり、嫡出の用語の見直しは要綱に盛り込まれなかったものと承知しています。

法令用語については、国民の意識や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをしていくべきものと考えており、引き続き、そうした情勢等を注視していきたいと考えています。

次に、母が離婚や再婚をしていない場合における無戸籍者の解消についてお尋ねがありました。

本改正法案では、子及び母にも否認権を認めることとしており、母が離婚又は再婚をしていないため、真実の父と異なる者の子と推定される場合でも、否認権が適切に行使されることにより無戸籍者問題の解消が図られるものと考えています。

法務省としては、引き続き、無戸籍の方に寄り添った支援を継続するなど、必要かつ可能な支援を行い、否認権が適切に行使されるように取り組んでまいります。

次に、本改正法案における国籍法の改正についてお尋ねがありました。

本改正法案は、認知が事実反する場合に国籍の取得は認められないとの従前からの確立した規律を維持することを明らかにしたものであり、削除することは相当ではありませんが、無国籍者の発生を防止する等の配慮は重要であると認識しています。

法務省においては、日本の国籍を取得するための手続や外国の大使館等における所要の手続に係る案内を無国籍者の身分関係や意向等を踏まえて行う等の取組を行っています。また、退去強制手続を受けることになった場合でも、個別の事案に応じ、例えば本邦で学校教育を受けているなどの事情を考慮し、法務大臣の裁量によって在留特別許可が付されることがあります。

無国籍者の置かれた立場に配慮しつつ、無国籍状態の解消に向け、可能な対応をまいりま

次に、懲戒権に関し、民法第八百二十二条を削除する本改正法案の提出に至る経緯について、遅過ぎではないかとお尋ねがありました。

平成二十三年の民法改正において、同法第八百二十条に子の利益のためにとの文言を加え、令和元年の児童福祉法等の一部を改正する法律の附則において、民法の懲戒権の規律の在り方について検討を加える旨の規定が置かれました。

そこで、令和元年六月、法務大臣から法制審議会に対し諮問を行い、その答申を経て、法務省において本改正法案を作成、提出したものであり、このような経緯を踏まえると、同条の削除が遅過ぎたとの御指摘は当たらないと考えています。

次に、子の心身の健全な発達に有害という文言が新たな虐待の口実として使われる懸念についてお尋ねがありました。

本改正法案の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動とは、子に不当に肉体的又は精神的な苦痛を与え、その健やかな身体又は精神の発達に悪影響を与え得る行為をいいます。そして、この要件に該当するかどうかは、行為者の主観を基準に判断されるのではなく、親権者が子の心身の健全な発達に必要な行為であると考えていても、客観的に監護教育権の行使として相当ではないと認められる行為は、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に該当し、許されないと考えています。また、体罰に該当する行為は当然にこの要件に該当し、許されないと考えています。

次に、選択的夫婦別氏制度についてお尋ねがありました。

け、同年及び平成二十二年に選択的夫婦別氏制度を導入するための法案を準備しましたが、国民の間や当時の政権内にも様々な意見があったこと等から、法案の提出には至りませんでした。

夫婦の氏の在り方については、現在でも国民の間に様々な意見があり、今後とも、国民各層の意見や国会における議論を踏まえ、その対応を検討していく必要があると考えています。

次に、同性婚に関する札幌地裁判決の受け止めについてお尋ねがありました。

御指摘の札幌地裁判決では、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらも享受する法的手段を提供していないことは、その限度で憲法第十四条第一項に違反するとの判断がされたことと承知しています。また、この判決では、同性愛は人の意思によって変更することが困難なものであつて、このことは確立された知見に至っているとの判断がされたことと承知しています。

もっとも、この判決は確定前の判決であり、また、同種訴訟の大阪地裁判決では、憲法第十四条第一項に違反しないとの異なる判断がされており、さらに、同種訴訟が他の裁判所にも係属しているといった事情があることから、まずはそれらの判断等を注視してまいりたいと思います。

次に、個人通報制度を定めた女子差別撤廃条約の選択議定書についてお尋ねがありました。

二〇〇三年に採択された女子差別撤廃委員会による日本政府報告審査についての総括所見において、御質問にある指摘がされたことは承知しております。個人通報制度は、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識し

ております。個人通報制度の受入れについては、所要の検討が必要であると認識しております。

引き続き、外務省を中心とした政府全体で各方面の意見を聞きつつ、同制度の導入の是非について真剣に検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、個人が尊重され、多様性が光る社会の実現などについてお尋ねがありました。

自民党に関する御指摘については法務大臣としてお答えを差し控えますが、政府は、これまで、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向けた取組を着実に進めてきたところであり、今後ともこの取組を推進してまいります。(拍手)

〔国務大臣小倉将信君登壇、拍手〕

○国務大臣(小倉将信君) 個人の尊重とジェンダー平等をあらゆる法制度と施策に貫くことについてお尋ねがありました。

男女共同参画社会基本法の第三条においては、男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならないという基本理念が示されております。

その上で、同法の第八条では、立法府、行政府を含む国は、そうした基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨定められております。

女子差別撤廃条約の選択議定書についてのお尋ねがありました。

選択議定書に規定される個人通報制度について、政府としては、条約実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目すべき制度であると考えており、真剣に検討を進めているところです。

御指摘の総括所見については、条約実施における個人通報制度などの意義について委員会の見解を示したものと認識しております。

内閣府としては、男女共同参画社会の形成の促進の観点から、外務省を始めとする政府全体での検討について、関係府省とよく連携をしてまいります。(拍手)

〔副大臣武井俊輔君登壇、拍手〕

○副大臣(武井俊輔君) 女子差別撤廃条約の選択議定書に関する総括所見についてお尋ねがございました。

まず、同選択議定書に設けられております個人通報制度は、条約の実施の効果的な担保を図る趣旨から注目すべきものであると考えております。その上で、女子差別撤廃委員会から出されます見解などにつきまして、我が国の司法制度や立法政策との関係でどのような対応をすべきかなど検討するべき論点がありますことから、各方面の見などを踏まえ、早期締結について真剣に検討をしているところでございます。

総括所見の内容につきましては、我が国に対し法的拘束力を有するものではありませんが、関係省庁にしかるべく情報を共有し、関係省庁で連携して十分に検討することとしております。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(尾辻秀久君) 日程第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長連舩君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔連舩君登壇、拍手〕

○連舩君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本法律案は、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、目的規定を整備し、都道府県の責務に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通、情報通信、産業、教育、エネルギーその他の分野における施策の充実等を図ろうとするものであります。委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、離島の実情を踏まえて離島指定解除を検討する必要性、離島における医療や交通の確保、通信や教育の充実等に向けた取組、離島外の人材の活用に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長古川俊治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔古川俊治君登壇、拍手〕

○古川俊治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員

の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めようとするものであります。

委員会におきましては、区割り変更に関する有権者への周知、議員定数増による一票の較差是正、洋上投票制度の対象の拡大の必要性、寺田総務大臣の政治資金及び選挙運動費用に係る問題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より、れいわ新選組を代表して船後靖彦委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長杉久武君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔杉久武君登壇、拍手〕

○杉久武君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、法曹人材の確保に向けた処遇改善の必要性、官民給与の実態調査の在り方及び賃金水準の官民較差の相当性、裁判官、検察官の人的体制整備の在り方と勤務実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会を代表して梅村委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)
次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

出席者は左のとおり。

議長	尾辻 秀久君
副議長	長浜 博行君

議員	伊藤 岳君	吉良よし子君
	松野 明美君	山添 拓君
	岩渕 友君	猪瀬 直樹君
	倉林 明子君	音喜多 駿君
	梅村みずほ君	紙 智子君
	仁比 聡平君	串田 誠一君
	高木かおり君	田村 智子君
	井上 哲士君	石井 苗子君
	浅田 均君	山下 芳生君
	小池 晃君	清水 貴之君
	東 徹君	石井 章君
	室井 邦彦君	金子 道仁君
	伊藤 孝江君	青島 健太君

里見 隆治君	窪田 哲也君	島村 大君	酒井 庸行君	若林 洋平君	友納 理緒君	吉川 沙織君	長谷川 岳君
中条きよし君	安江 伸夫君	上月 良祐君	猪口 邦子君	古庄 玄知君	小林 一大君	川田 龍平君	牧山ひろえ君
高橋 光男君	柳ヶ瀬裕文君	福岡 資麿君	片山さつき君	臼井 正一君	越智 俊之君	水岡 俊一君	木村 英子君
下野 六太君	塩田 博昭君	浅尾慶一郎君	佐藤 信秋君	加藤 明良君	梶原 大介君	橋本 聖子君	蓮 舫君
三浦 信祐君	竹内 真二君	大家 敏志君	豊田 俊郎君	朝日健太郎君	青山 繁晴君	福山 哲郎君	福島みずほ君
梅村 聡君	宮崎 勝君	柘植 芳文君	太田 房江君	足立 敏之君	井上 義行君	竹詰 仁君	田村 まみ君
杉 久武君	河野 義博君	松下 新平君	松村 祥史君	森屋 宏君	山下 雄平君	芳賀 道也君	羽田 次郎君
柴田 巧君	矢倉 克夫君	末松 信介君	石井 浩郎君	阿達 雅志君	山田 宏君	嘉田由紀子君	伊藤 孝恵君
新妻 秀規君	平木 大作君	野村 哲郎君	神谷 宗幣君	石井 正弘君	中田 宏君	田島麻衣子君	浜口 誠君
松沢 成文君	高橋 克法君	安達 澄君	寺田 静君	赤池 誠章君	江島 潔君	磯崎 哲史君	打越さく良君
若松 謙維君	上田 勇君	須藤 元気君	宮本 周司君	古川 俊治君	山田 俊男君	森屋 隆君	浜野 喜史君
鈴木 宗男君	秋野 公造君	長峯 誠君	広瀬めぐみ君	森 まさこ君	青木 一彦君	舟山 康江君	古賀 之士君
竹谷とし子君	佐々木さやか君	長谷川英晴君	永井 学君	中西 祐介君	上野 通子君	杉尾 秀哉君	川合 孝典君
山本 博司君	羽生田 俊君	高橋はるみ君	宮崎 雅夫君	山谷えり子君	宮沢 洋一君	上田 清司君	小西 洋之君
横山 信一君	谷合 正明君	赤松 健君	生稲 晃子君	有村 治子君	櫻井 充君	徳永 エリ君	榛葉賀津也君
山本 香苗君	西田 実仁君	佐藤 啓君	石田 昌宏君	鶴保 庸介君	衛藤 晟一君	大塚 耕平君	天畠 大輔君
山口那津男君	磯崎 仁彦君	こやり隆史君	今井絵理子君	山崎 正昭君	中曽根弘文君	舩後 靖彦君	
本田 顕子君	堂込麻紀子君	三木 亨君	馬場 成志君	山東 昭子君	村田 享子君		
清水 真人君	ながえ孝子君	古賀友一郎君	渡辺 猛之君	高木 真理君	水野 素子君		
平山佐知子君	自見はなこ君	北村 経夫君	大野 泰正君	柴 慎一君	古賀 千景君		
藤木 眞也君	小野田紀美君	西田 昌司君	牧野たかお君	宮口 治子君	鬼木 誠君		
山本 啓介君	星 北斗君	石井 準一君	野上浩太郎君	小沼 巧君	横沢 高德君		
藤井 一博君	船橋 利実君	佐藤 正久君	藤川 政人君	神谷 政幸君	塩村あやか君		
三浦 靖君	岩本 剛人君	松山 政司君	丸川 珠代君	石川 大我君	岸 真紀子君		
加田 裕之君	比嘉奈津美君	世耕 弘成君	関口 昌一君	小沢 雅仁君	和田 政宗君		
山田 太郎君	松川 るい君	武見 敬三君	山本 順三君	熊谷 裕人君	勝部 賢志君		
進藤金日子君	滝沢 求君	高良 鉄美君	山本 太郎君	森本 真治君	吉田 忠智君		
滝波 宏文君	堂故 茂君	浜田 聡君	伊波 洋一君	石橋 通宏君	斎藤 嘉隆君		
堀井 巖君	高野光二郎君	山本佐知子君	吉井 章君	野田 国義君	三原じゅん子君		

議院運営委員

辞任

竹内 真二君

補欠

窪田 哲也君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 舞立 昇治君

理事 松村 祥史君

理事 田名部匡代君

理事 新妻 秀規君

理事 上田 清司君

同日議長は、次の衆議院提出案を国土交通委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

加藤 明良君

補欠

世耕 弘成君

外交防衛委員

山崎 正昭君

横山 信一君

柴 慎一君

山口那津男君

財政金融委員

柴 慎一君

山口那津男君

横山 信一君

斎藤 嘉隆君

木村 英子君

加田 裕之君

世耕 弘成君

安江 伸夫君

山口那津男君

斎藤 嘉隆君

横山 信一君

柴 慎一君

山口那津男君

加田 裕之君

世耕 弘成君

安江 伸夫君

山口那津男君

斎藤 嘉隆君

木村 英子君

横山 信一君

柴 慎一君

山口那津男君

加田 裕之君

広瀬めぐみ君

青島 健太君

石井 章君

斎藤 嘉隆君

横山 信一君

柴 慎一君

山口那津男君

加田 裕之君

世耕 弘成君

安江 伸夫君

山口那津男君

斎藤 嘉隆君

横山 信一君

柴 慎一君

山口那津男君

加田 裕之君

世耕 弘成君

安江 伸夫君

山口那津男君

斎藤 嘉隆君

横山 信一君

柴 慎一君

山口那津男君

加田 裕之君

世耕 弘成君

安江 伸夫君

山口那津男君

斎藤 嘉隆君

横山 信一君

柴 慎一君

山口那津男君

加田 裕之君

世耕 弘成君

安江 伸夫君

山口那津男君

斎藤 嘉隆君

参議院議員神谷宗幣君提出新型コロナウイルス感染拡大対策で「屋外でのマスク着用は不要」原則を周知することに関する質問に対する答弁書(第三二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

国土交通委員

辞任

補欠

梶原 大介君

山崎 正昭君

吉井 章君

世耕 弘成君

木村 英子君

天畠 大輔君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

友納 理緒君

中田 宏君

船後 靖彦君

天畠 大輔君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

天畠 大輔君

船後 靖彦君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在外投票の実態に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三六号)

「在外ネット投票でしか投票できない有権者」の存在に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三七号)

在外国民審査に関する最高裁違憲判決の趣旨に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三八号)

号)

昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

白井 正一君

磯崎 仁彦君

法務委員

辞任

補欠

梶原 大介君

山崎 正昭君

吉井 章君

世耕 弘成君

財政金融委員

辞任

補欠

赤松 健君

野上浩太郎君

文教科科学委員

辞任

補欠

磯崎 仁彦君

白井 正一君

厚生労働委員

辞任

補欠

石橋 通宏君

三上 えり君

木村 英子君

天畠 大輔君

国土交通委員

辞任

補欠

世耕 弘成君

吉井 章君

山崎 正昭君

梶原 大介君

三上 えり君

石橋 通宏君

天畠 大輔君

木村 英子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

等の一部を改正する法律案(渡辺周君外十一名提出)(衆第一三三号)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(第二百七回国会、足立康史君外一名提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(第二百七回国会、篠原孝君外七名提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(第二百八回国会、馬場伸幸君外二名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号) 審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号) 審査報告書

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十五日

参議院議長 尾辻 秀久殿

国土交通委員長 蓮 舫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに

鑑み、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、目的規定を整備し、都道府県の責務に係る規定を定め、医療、介護サービス、交通、情報通信、産業、教育、エネルギーその他の分野における施策の充実等を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に要する経費としては、平年度約三百七十億円が見込まれている。

附帯決議

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 離島の振興のための施策は、離島が海等によつて本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島の一体性を確保するという観点から踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準

についても検討すること。

二 島内の消費を伸ばし、離島経済の活性化を図るため、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の増加を図ること。

三 離島の物価が本土に比べて高い傾向にあること、また、離島振興法第十九条の規定の趣旨等をも踏まえ、離島の振興に寄与するものに関する調査研究を既成概念にとらわれずに行うとともに、支援の在り方について検討を行い、ガソリン価格の低廉化に関する事業における支援を強化する等の必要な措置を講じ、離島におけるガソリン小売価格を引き下げること。

四 医療提供体制の確保は島民が離島で安心して生活し続けていく上で必要不可欠であることを踏まえ、医師等の確保に努めつつ、オンライン診療、電子処方箋等の遠隔医療を活用できる環境整備を推進するとともに、離島における看護師が実施可能な医療行為に対する支援、看護師等の処遇改善や人員設置基準の緩和等について検討すること。

五 離島振興に関する現状の財政措置についての調査研究を行うとともに、地方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に対して必要な財政措置を講ずること。

六 離島が海等によつて本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保する観点から離島に係る交通関連事業者を支援する地方公共団体に対する支援の在り方について検討すること。

右決議する。

離島振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和四年十一月十日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 尾辻 秀久殿

離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自然環境の保全」の下に、「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を加え、「及び国の責務を明らかにし、」を「国等の責務を明らかにし、並びに」に、「生かしつつ」を「生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ」に改める。

第一条の二の見出し中「及び国の責務」を削り、同条第一項中「自然環境の保全の下に」、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。
(国及び都道府県の責務)

第一条の三 国は、前条の基本理念にのっとり、離島の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 都道府県は、前条の基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた離島の振興のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

第三条第二項第二号中「港湾」の下に「橋梁を含む

む。次条第二項第四号において同じ。」を、「道路」の下に「橋を含む。同号において同じ。」を加え、「以下」を「同号及び第十二条において」に改め、同項第三号中「商工業」の下に「情報通信産業」を加え、同項第五号中「以下」を「次条第二項第七号及び第十四条の三において」に改め、同項第六号中「以下」を「次条第二項第八号及び第十條において」に改め、同項第七号中「介護サービス」を「介護サービス等」に改め、同項第九号中「以下」を「次条第二項第十一号において」に改め、同項第十四号中「以下」を「次条第二項第十六号において」に改める。

第四条第二項第十六号を同項第十九号とし、同項第十五号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 離島振興計画の達成状況の評価に関する事項

第四条第二項第十四号を同項第十六号とし、同項第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「介護サービス」を「介護サービス等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「商工業」の下に「情報通信産業」を加え、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 離島の振興に関する目標

三 計画期間

第四条第十二項中「第三項、第四項及び第六項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同

条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項又は第四項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 離島振興計画に第二項第四号から第十七号までに掲げる事項を記載するに当たっては、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助についても、必要に応じて記載するよう、努めるものとする。

第四条第六項中「第三項又は第四項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二号ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 離島振興計画には、前項第五号及び第十二号に掲げる事項その他必要とされる事項に関し、離島振興対策実施地域の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項(次項及び第十四条第四項において「産業振興促進事項」という。)を記載することができる。

4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業の振興を促進する区域

二 前号の区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項

第六条第一項中「第一条の二第一項に定める」を「第一条の二」に改める。

第七条の四中「及び」の下に「離島振興対策実施地域における石油製品の価格の低廉化に関する事

業を加える。

第十条第九項中「巡回診療」の下に「離島に係る遠隔医療(離島の住民等又は医療機関等と当該離島の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。)の実施」を加え、「適切ななを「特別の」に改める。

第十条の二の見出し中「介護サービス」を「介護サービス等」に改め、同条中「における介護サービス」の下に「並びに障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等」を、「提供、」の下に「介護サービスに関する知識及び技術の習得の促進等を通じた島内の人材の活用等による」を、「者の確保」の下に「並びに介護ロボット等の導入」を、「内容の充実」の下に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定による障害者及び障害児に係る障害福祉サービス等の提供、当該障害福祉サービス等に従事する者の確保、当該障害福祉サービス等に係る事業所等の整備、提供される当該障害福祉サービス等の内容の充実を加える。

第十一条の見出し中「高齢者」を「高齢者等」に改め、同条中「における高齢者」の下に「及び児童」を、「施設の下に」及び児童福祉施設を加える。

第十二条に次の一項を加える。
2 前項の規定により特別の配慮をすべき事項には、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する離島航路事業の用に供される船舶(以下この項において単に「船舶」という。)であつて高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新並びに離島に係る航空路において旅客を

運送する事業の用に供される航空機の購入に対する支援並びに離島に係る無人航空機の活用による物資の流通の改善に対する支援が含まれるものとする。

第十三条の見出し中「充実」を「充実等」に改め、同条中「円滑化及び」を「円滑化」に改め、「通信体系の充実」の下に「及びその維持管理並びに情報通信技術その他の先端的な技術の活用」の推進を加え、「適切な」を「特別の」に改める。

第十四条第三項中「地方公共団体は」の下に「情報通信技術の進展、これを活用した場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化を踏まえつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、離島振興計画に産業振興促進事項が記載されている場合には、当該産業振興促進事項に基づく事業の円滑な実施のために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第十四条の二中「向上」の下に「(高齢者を対象とするものを含む。)」を加える。

第十四条の三中「住宅及び」を「住宅の確保(空家の活用によるものを含む。)」に改める。

第十五条第二項中「国及び」を「国又は」に改め、「鑑み、」の下に「公立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条第三項に規定する教職員及び」を加え、「の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体」の教員及び職員の定員の算定並びに」を「第二条第一項に規定する教職員をいう。以下この項及び次項において同じ。」の定数の算定又は」に、「所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定」を「係る公立学校の教職員の配置」に改め、同

条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「社会教育」の下に「(離島に係る遠隔教育(離島の学校その他の教育機関又は住民と当該離島の区域外の学校その他の教育機関との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信技術を用いて行われる教育をいう。)を含む。)」を、「ともに、」の下に「離島留学(離島の文化、自然等と触れ合うため、離島の区域外に居住していた児童若しくは生徒が、当該離島に設置された小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において行われる教育を受けること又は離島に滞在する児童若しくは生徒が当該離島において社会教育を受けることをいう。その他の多様な交流の機会を通じた学習及び」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における教育の充実を資するよう、離島振興対策実施地域に係る公立学校の教職員の処遇について適切な配慮をするものとする。

第十七条の三第一項中「鑑み、」の下に「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他」を加え、「の推進を」を推進するために必要な支援等の施策の充実」に改める。

第十七条の四「あること」の下に「及び事前防災、減災等に資する国土強靱化の観点を加え、同条の次に次の二条を加える。
(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十七条の五 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、離島振興対策実施地域の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを受受できるよう適切な配慮をするものとする。

(小規模な離島への配慮)
第十七条の六 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、人口の減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。
(規制の見直し)
第十八条の二 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である地方公共団体から提案があつたときは、離島の振興を図るため、離島振興対策実施地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

第二十一条の三第三項中「第四条第八項から第十一項まで(同条第十二項)」を「第四条第十一項から第十四項まで(同条第十五項)」に改める。
附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

別表(内)中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次

条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

(離島振興基本方針に関する経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前において、この法律による改正後の離島振興法(以下「新法」という。)第三条第一項から第三項までの規定の例により、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。

4 第一項及び第二項における主務大臣は、新法第二十一条の三第二項の規定の例による。

(国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置)

第三条 令和五年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業又は事務(以下この条において「事業等」という。)で、新法第四条第一項の規定による離島振興計画が定められるまでの間に、離島の振興のため緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係都道府県の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して

決定したものについては、当該事業等を同項の規定による離島振興計画に基づく事業等とみなして、新法の規定を適用する。

(検討)

第四条 国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(医療法の一部改正)

第五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第百四条中「令和五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

第六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表令和十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日
離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第九条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日
離島振興計画(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日
離島振興法
附則第九条第一項の表令和五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十五年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に關する総合的な政策に係る計画に關する調査及び調整その他当該計画の推進に關する事務

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十六日

政治倫理の確立及び選挙制度に關する特別委員長
参議院議長 尾辻 秀久殿
古川 俊治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和四年十一月十日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を
次のように改正する。

別表第一北海道第三区の項から北海道第五区の項までを次のように改める。

第三区

札幌市

白石区

菊水一条二丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水二条四丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水四条一丁目、菊水四条二丁目、菊水四条三丁目、菊水五条一丁目、菊水五条二丁目、菊水五条三丁目、菊水六条一丁目、菊水六条二丁目、菊水六条三丁目、菊水六条四丁目、菊水七条一丁目、菊水七条二丁目、菊水七条三丁目、菊水七条四丁目、

目、菊水八条一丁目、菊水八条二丁目、菊
水八条三丁目、菊水八条四丁目、菊水九条
一丁目、菊水九条二丁目、菊水九条三丁
目、菊水九条四丁目、菊水上町一条一丁
目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三
丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二条
一丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町二
条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町
三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上
町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水
上町四条一丁目、菊水上町四条二丁目、菊
水上町四条三丁目、菊水上町四条四丁目、
菊水上町、菊水元町一条一丁目、菊水元町
一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元
町一条四丁目、菊水元町一条五丁目、菊水
元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊
水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、
菊水元町二条五丁目、菊水元町三条一丁
目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三
丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条
五丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四
条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町
五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元
町五条三丁目、菊水元町六条一丁目、菊水
元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊
水元町六条四丁目、菊水元町七条一丁目、
菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁
目、菊水元町七条四丁目、菊水元町八条一
丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条
三丁目、菊水元町八条四丁目、菊水元町九
条二丁目、菊水元町十条一丁目、菊水元

[illegible][illegible]

令和四年十一月十八日 参議院会議録第七号 公職選挙法の一部を改正する法律案

登米市 栗原市 大崎市 加美郡 遠田郡 本吉郡	東白川郡 第四区 いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	常陸大宮市 那珂市 久慈郡 別表第一茨城県第六区の項及び茨城県第七区の項を次のように改める。	宇都宮市篠井地区市民センター管内 宇都宮市姿川地区市民センター管内 宇都宮市雀宮地区市民センター管内 宇都宮市役所宝木出張所管内 宇都宮市役所陽南出張所管内 河内郡 第二区 宇都宮市 第一区に属しない区域 鹿沼市 日光市 さくら市 塩谷郡 別表第一栃木県第四区の項及び栃木県第五区の項を次のように改める。
別表第一宮城県第六区の項を削る。 別表第一福島県第一区の項から福島県第四区の項までを次のように改める。	別表第一茨城県第五区の項を削る。 別表第一茨城県第一区の項及び茨城県第二区の項を次のように改める。	第六区 土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市 つくばみらい市	第七区 古河市 結城市 下妻市 常総市 坂東市 結城郡 猿島郡 別表第一栃木県第一区の項及び栃木県第二区の項を次のように改める。
第一区 福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	第一区 水戸市 笠間市 筑西市 桜川市 東茨城郡 城里町	第二区 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡 茨城町 大洗町	第四区 小山市 真岡市 下野市 芳賀郡 下都賀郡 第五区 足利市 栃木市 佐野市 別表第一群馬県第一区の項から群馬県第三区の項までを次のように改める。
第二区 郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	第三区 会津若松市 白河市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡	第一区 宇都宮市 本庁管内 宇都宮市平石地区市民センター管内 宇都宮市清原地区市民センター管内 宇都宮市横川地区市民センター管内 宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内 宇都宮市城山地区市民センター管内 宇都宮市国本地区市民センター管内 宇都宮市富屋地区市民センター管内 宇都宮市豊郷地区市民センター管内	第一区 前橋市 沼田市 利根郡

第二区 桐生市 伊勢崎市 みどり市 佐波郡 第三区 太田市 館林市 邑楽郡 別表第一群馬県第五区の項を次のように改める。 第五区 高崎市 第四区に属しない区域 渋川市 富岡市 安中市 北群馬郡 甘楽郡 吾妻郡 別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。 第一区 さいたま市 見沼区 浦和区 緑区 第二区 川口市 本庁管内 新郷支所管内	神根支所管内 大字安行領根岸(二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。)、大字安行領在家(百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。)、在家町、大字木曽呂(千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。)、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目 芝支所管内 安行支所管内(大字安行慈林(六百十四番地から六百二十九番地までに限る。))に属する区域を除く。 鳩ヶ谷支所管内 第三区 川口市 第二区に属しない区域 越谷市 別表第一埼玉県第五区の項から埼玉県第八区の項までを次のように改める。 第五区 さいたま市 西区 北区 大宮区 中央区 第六区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 第七区 川越市 富士見市 第八区 所沢市 ふじみ野市 入間郡 三芳町 別表第一埼玉県第十一区の項から埼玉県第十五区の項までを次のように改める。 第十一区 秩父市 本庄市 深谷市 秩父郡 児玉郡 大里郡 第十二区 熊谷市 行田市	項までを次のように改める。 第五区 さいたま市 西区 北区 大宮区 中央区 第六区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 第七区 川越市 富士見市 第八区 所沢市 ふじみ野市 入間郡 三芳町 別表第一埼玉県第十一区の項から埼玉県第十五区の項までを次のように改める。 第十一区 秩父市 本庄市 深谷市 秩父郡 児玉郡 大里郡 第十二区 熊谷市 行田市	第十三区 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 北足立郡 南埼玉郡 北葛飾郡 杉戸町 第十四区 草加市 八潮市 三郷市 第十五区 さいたま市 桜区 南区 蕨市 戸田市 別表第一埼玉県第十五区の項の次に次のように加える。 第十六区 さいたま市 岩槻区 春日部市 吉川市 北葛飾郡 松伏町 別表第一千葉県第二区の項を次のように改める。

第二区

千葉市
花見川区
八千代市

別表第一千葉県第四区の項から千葉県第八区の項までを次のように改める。

第四区

市川市
本庁管内

国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越二丁目、鬼越三丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、中国分六丁目、中国分七丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目

船橋市

大柏出張所管内

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第五区

市川市
第四区に属しない区域

第六区

第七区

第八区

第九区

別表第一千葉県第十区の項及び千葉県第十二区の項を次のように改める。

第十区

銚子市
成田市
旭市
匝瑳市
香取市
香取郡
第十一区
茂原市

東金市

勝浦市

山武市

いすみ市

大網白里市

山武郡

長生郡

夷隅郡

別表第一千葉県第十三区の項を次のように改める。

第十三区

我孫子市

鎌ヶ谷市

印西市

白井市

富里市

印旛郡

別表第一千葉県第十三区の項の次に次のように加える。

第十四区

船橋市

第四区に属しない区域

習志野市

別表第一東京都第一区の項から東京都第五区の項までを次のように改める。

第一区

千代田区

新宿区

第二区
中央区
台東区

第三区

品川区

東京都大島支庁管内

東京都三宅支庁管内

東京都八丈支庁管内

東京都小笠原支庁管内

第四区

大田区

大田区大森東特別出張所管内

大田区大森西特別出張所管内

大田区入新井特別出張所管内

大田区馬込特別出張所管内

大田区池上特別出張所管内

大田区新井宿特別出張所管内

大田区久が原特別出張所管内(池上三丁目に属する区域に限る。)

大田区糺谷特別出張所管内

大田区羽田特別出張所管内

大田区六郷特別出張所管内

大田区矢口特別出張所管内(矢口二丁目(一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。))及び矢口三丁目(一番及び八番に限る。))に属する区域に限る。)

大田区蒲田西特別出張所管内

大田区蒲田東特別出張所管内

第五区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区若林まちづくりセンター管内

世田谷区上町まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内
世田谷区代沢まちづくりセンター管内
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内
世田谷区等々力まちづくりセンター管内
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内
世田谷区用賀まちづくりセンター管内
世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内
世田谷区深沢まちづくりセンター管内
別表第一東京都第七区の項から東京都第十四区
の項までを次のように改める。

第七区

港 区
渋谷 区

第八区

杉並 区

下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸
三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、
永福一丁目(二番から四十四番までに限
る)、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁
目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三
丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目(五番から
十八番までに限る)、高円寺南二丁目、高円
寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁
目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、阿佐
谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁
目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐
谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁
目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁
目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁
目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二

丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東
一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田
東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪
二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁
目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三
丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁
目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁
目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四
丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北
三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川
一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁
目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、
桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井
四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁
目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁
目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四
丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草
二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福
寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善
福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵
三丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁
目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四
丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井
戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁
目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井
戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁
目、上高井戸三丁目

第九区

練馬 区
貫井四丁目(二十八番、二十九番四号、二十

九番八号から二十九番二十二号まで、三十番
九号、三十番十号、四十四番から四十六番ま
で、四十七番十八号から四十七番四十八号ま
で及び四十七番五十号から四十七番五十二号
までに限る。)、高松六丁目、土支田一丁目、
土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁
目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士
見台三丁目(二十番六号から二十番十号ま
で、三十八番から四十六番まで、四十七番五
号から四十七番七号まで、五十五番六号から
五十五番十七号まで及び五十六番から六十三
番までに限る。)、富士見台四丁目、南田中一
丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中
四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野
台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高
野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原
四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一
丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井
町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁
目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神
井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁
目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神
井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁
目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神
井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁
目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石
神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁
目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四
丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉
七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二
丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉

第十区

文京 区
豊島 区

第十一区

板橋 区
本庁管内
板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板
橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山
東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南
町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山
町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生
町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大
谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大
谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向
原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、
小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁

目、常盤台二丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目(一番から二十六番まで及び二十八番に限る。)、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目 東京都板橋区赤塚支所管内	目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一	丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六月四丁目 第十四区 墨田区 江戸川区 本庁管内 中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目 江戸川区小松川事務所管内 江戸川区小岩事務所管内 別表第一東京都第十六区の項から東京都第十九区の項までを次のように改める。 第十六区 江戸川区 第十四区に属しない区域 第十七区	葛飾区 第十八区 武蔵野市 小金井市 西東京市 第十九区 小平市 国分寺市 国立市 別表第一東京都第二十一区の項から東京都第二十三区の項までを次のように改める。 第二十一区 八王子市 下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山(五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千四百十八番地まで、千四百五十六番地、千四百九十八番地及び千二百二十一番地を除く。)、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鏈水(三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。)、鏈水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目 立川市 日野市
---	--	---	---

第二十二区 三鷹市 調布市 狛江市 第二十三区 町田市 別表第一東京都第二十五区の項の次に次のように加える。 第二十六区 目黒区 大田区 第四区に属しない区域 第二十七区 中野区 杉並区 第八区に属しない区域 第二十八区 練馬区 第九区に属しない区域 第二十九区 荒川区 足立区 第十三区に属しない区域 第三十区 府中市 多摩市 稲城市 別表第一神奈川県第五区の項を次のように改める。 第五区 横浜市 戸塚区	泉区 別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第十区の項までを次のように改める。 第七区 横浜市 港北区 第八区 横浜区 緑区 青葉区 第九区 川崎市 多摩区 麻生区 第十区 川崎市 川崎区 幸区 別表第一神奈川県第十三区の項から神奈川県第十八区の項までを次のように改める。 第十三区 横浜市 瀬谷区 大和市 綾瀬市 第十四区 相模原市 緑区 中央区 愛甲郡 第十五区 平塚市	茅ヶ崎市 中郡 大磯町 第十六区 厚木市 伊勢原市 海老名市 第十七区 小田原市 秦野市 南足柄市 中郡 二宮町 足柄上郡 足柄下郡 第十八区 川崎市 中原区 高津区 別表第一神奈川県第十八区の項の次に次のように加える。 第十九区 横浜市 都筑区 川崎市 宮前区 第二十区 相模原市 南区 座間市 別表第一新潟県第一区の項から新潟県第五区の項までを次のように改める。	第一区 新潟市 東区 中央区 江南区 佐渡市 第二区 新潟市 南区 西蒲区 西蒲区 三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡 第三区 新潟市 北区 秋葉区 新発田市 村上市 五泉市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡 第四区 長岡市 柏崎市
---	--	--	---

小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡 第五区 十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡 別表第一新潟県第六区の項を削る。 別表第一富山県第一区の項中「水落」の下に「水落一丁目」を加える。 別表第一岐阜県第一区の項を次のように改める。	本巣郡 別表第一静岡県第一区の項から静岡県第八区の項までを次のように改める。 第一区 静岡市 葵区 駿河区 第二区 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡 第三区 磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡 第四区 静岡市 清水区 富士宮市 富士市 木島、岩淵、中之郷、南松野、北松野、中野台一丁目、中野台二丁目 第五区 三島市 富士市 第四区に属しない区域	御殿場市 裾野市 田方郡 駿東郡 小山町 第六区 沼津市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 駿東郡 清水町 長泉町 第七区 浜松市 西区 北区 浜北区 天竜区 湖西市 第八区 浜松市 中区 東区 南区 別表第一愛知県第五区の項から愛知県第七区の項までを次のように改める。 第五区	名古屋市中村区 中川区 清須市 第六区 瀬戸市 春日井市 第七区 大府市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 愛知郡 別表第一愛知県第九区の項から愛知県第十一区の項までを次のように改める。 第九区 津島市 稲沢市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡 第十区 一宮市 岩倉市 第十一区 豊田市 みよし市 別表第一愛知県第十四区の項を次のように改める。
岐阜市 第一区 別表第一岐阜県第三区の項を次のように改める。 第三区 関市 美濃市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡			

第十四区	豊川市	野洲市	丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目	伊都郡
	蒲郡市	別表第一滋賀県第四区の項を削る。	有田郡	
	新城市	別表第一大阪府第八区の項及び大阪府第九区の項を次のように改める。	日高郡	
	額田郡	第八区	西牟婁郡	
	北設楽郡	豊中市	東牟婁郡	
	別表第一愛知県第十五区の項の次に次のように加える。	池田市	別表第一和歌山県第三区の項を削る。	
第十六区		第九区	別表第一島根県第一区の項及び島根県第二区の項を次のように改める。	
	犬山市	茨木市	第一区	松江市
	江南市	箕面市		安来市
	小牧市	豊能郡		雲南市
	北名古屋	別表第一兵庫県第五区の項を次のように改める。		仁多郡
	西春日井郡	第五区		飯石郡
	丹羽郡	川西市		隠岐郡
	別表第一滋賀県第二区の項及び滋賀県第三区の項を次のように改める。	豊岡市	第二区	
第二区		平野(字カキワジ原に限る。)、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西一丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けやき坂五丁目、西畦野(字丸山及び字東通りを除く。)、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、	第一区	浜田市
	彦根市		出雲市	
	長浜市		益田市	
	近江八幡市		大田市	
	東近江市		江津市	
	米原市		邑智郡	
	蒲生郡		鹿足郡	
	愛知郡		別表第一岡山県第一区の項から岡山県第四区の項までを次のように改める。	
	犬上郡		第一区	
第三区				岡山市
	草津市			北区
	守山市			備前市
	栗東市			赤磐市
	甲賀市			和气郡

加賀郡	第一区	尾道市	別表第一山口県第四区の項を削る。
第二区	広島市	府中市	別表第一香川県第一区の項を次のように改める。
岡山市	中区	三次市	第一区
中区	東区	庄原市	高松市
東区	南区	世羅郡	本庁管内
南区	安芸郡	神石郡	仏生山総合センター管内
玉野市	府中町	福山市	勝賀総合センター管内
瀬戸内市	海田町	別表第一山口県第七区の項を削る。	山田支所管内
第三区	坂町	別表第一山口県第一区の項から山口県第三区の項までを次のように改める。	木太出張所管内
津山市	第二区	第一区	古高松出張所管内
笠岡市	広島市	宇部市	屋島出張所管内
井原市	西区	山口市	前田出張所管内
総社市	佐伯区	防府市	川添出張所管内
高梁市	大竹市	第二区	川岡出張所管内
新見市	廿日市市	下松市	円座出張所管内
真庭市	第三区	岩国市	檀紙出張所管内
美作市	広島市	光市	女木出張所管内
浅口市	安佐南区	柳井市	男木出張所管内
浅口市	安佐北区	周南市	小豆郡
小田郡	安芸区	大島郡	香川郡
真庭郡	安芸高田市	玖珂郡	別表第一愛媛県第一区の項から愛媛県第三区の項までを次のように改める。
勝田郡	山県郡	熊毛郡	第一区
英田郡	呉市	第三区	松山市
久米郡	竹原市	下関市	第二区
第四区	東広島市	萩市	今治市
倉敷市	江田島市	長門市	新居浜市
都窪郡	安芸郡	美祢市	西条市
別表第一岡山県第五区の項を削る。	熊野町	山陽小野田市	四国中央市
別表第一広島県第一区の項から広島県第六区の項までを次のように改める。	豊田郡	阿武郡	越智郡
第五区	三原市		

第三区

宇和島市
八幡浜市
大洲市
伊予市
西予市
東温市
上浮穴郡
伊予郡
喜多郡
西宇和郡
北宇和郡
南宇和郡

別表第一愛媛県第四区の項を削る。

別表第一福岡県第一区の項を次のように改める。

第一区

福岡市
東区

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳三丁目、大岳四丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目、奈多一丁目、奈多二丁目、奈多三丁目、奈多団地、塩浜一丁目、塩浜二丁目、塩浜三丁目、大字三苦、三苦一丁目、三苦二丁目、三苦三丁目、三苦四丁目、三苦五丁目、三苦六丁目、三苦七丁目、三苦八丁目、美和台新町、美和台一丁目、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目

目、美和台七丁目、高美台一丁目、高美台二丁目、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁目、和白東四丁目、和白東五丁目、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白一丁目、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目、和白六丁目、大字上和白、松香台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、大字香椎(一番地から百十八番地までを除く)、香椎一丁目、香椎二丁目、香椎三丁目、香椎四丁目、香椎五丁目、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目、香椎駅東一丁目、香椎駅東二丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前一丁目、香椎駅前二丁目、香椎駅前三丁目、香椎団地、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘七丁目、城浜団地、名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、香椎浜一丁目、香椎浜二丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目、みなと

香椎一丁目、みなと香椎二丁目、みなと香椎三丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎浜ふ頭三丁目、香椎浜ふ頭四丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目、舞松原一丁目、舞松原二丁目、舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目、水谷一丁目、水谷二丁目、水谷三丁目、若宮四丁目、若宮五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目(一番から三十番までに限る)、松島四丁目、松島五丁目(一番から二十番までに限る)、松島六丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目、箱崎一丁目、箱崎二丁目、箱崎三丁目、箱崎四丁目、箱崎五丁目、箱崎六丁目、箱崎七丁目、箱崎ふ頭一丁目、箱崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目、原田一丁目、原田二丁目、原田三丁目、原田四丁目、貝塚団地、東浜一丁目、東浜二丁目、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、郷口町、筥松一丁目、筥松二丁目、筥松三丁目、筥松四丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出一丁目、馬出二丁目、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目、馬出六丁目

別表第一福岡県第四区の項を次のように改める。
博多区
第四区
福岡市
東区
第一区に属しない区域
宗像市
古賀市
福津市
糟屋郡
別表第一福岡県第五区の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。
別表第一長崎県第一区の項から長崎県第三区の項までを次のように改める。
第一区
長崎市
第二区
島原市
諫早市
大村市
対馬市
杵岐市
雲仙市
南島原市
西彼杵郡
第三区
佐世保市
平戸市
松浦市
五島市
西海市
東彼杵郡
北松浦郡

南松浦郡

別表第一長崎県第四区の項を削る。

別表第一鹿児島県第一区の項を次のように改める。

第一区

鹿児島市

本庁管内

伊敷支所管内

吉野支所管内

吉田支所管内

松元支所管内

郡山支所管内

桜島支所管内

鹿児島郡

別表第一中及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域を削る。

別表第二東北の項中「十三人」を「十二人」に改め、同表南関東の項中「二十二」を「二十三」に改め、同表東京都の項中「十七」を「十九」に改め、同表北陸信越の項及び中国の項中「十一」を「十」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法(次項において「新法」という。)の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙(以下この項において「施行日以後の初回の総選挙」という。)から、衆議院

令和四年十一月十七日

法務委員長 杉 久武

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の設定を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、令和四年度に必要な経費は、約二億二千万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年十一月四日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表報酬月額の欄中「二七、六〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」に、「二五六、三〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」を「二四九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四

三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和四年十一月十七日

法務委員長 杉 久武

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、令和四年度に必要な経費は、約一億五千六百万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年十一月四日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表俸給月額欄の欄中「二七七、六〇〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「二五六、三〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」を「二四九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に、「二三三、六〇〇円」を「二二六、五〇〇円」に、「二二五、八〇〇円」を「二二八、八〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この

令和四年十一月十八日 参議院会議録第七号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書及び答弁書

法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

AV産業の所掌に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年十月二十八日

浜田 聡

参議院議長 尾辻 秀久殿

AV産業の所掌に関する質問主意書

先般提出した「いわゆる「AV新法」におけるAVの法律的な位置付け等に関する質問主意書」(第二百十回国会質問第六号)に対する答弁(内閣参賛二一〇第六号)の内容を受け、改めて以下の点について明確にしたいので質問する。

なお、本質問における「AV」とは、「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために行われ、映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(令和四年法律第七十八号)第二条第二項に定めるところの「性行為映像制作物を指すこととする」。

一 「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」(平成十六年法律第八十一号)第二条第一項における「コンテンツ」にAVは含まれるか。

また含まれないとしたらその理由はいかなる

ものか。

二 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)第九十条第一項の「経済産業省の所掌に係るコンテンツ産業」には、日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)細分類の「映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)」に属する産業は含まれるか。

三 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)第九十条第一項の「経済産業省の所掌に係るコンテンツ産業」にはAVを制作する事業は含まれるか。

また含まれないとしたらその理由はいかなるものか。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員浜田聡君提出AV産業の所掌に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出AV産業の所掌に関する質問に対する答弁書

一 について

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関

する法律(平成十六年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第一項において、お尋ねの「コンテンツ」とは、「映画・・・その他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたものの・・・であつて、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」と定義されており、御指摘の「AV」についても、これに該当するものであれば同項に規定する「コンテンツ」に含まれる。

なお、政府として、法第四条に基づきコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する具体的な施策を策定し、及び実施するに当たつて「AV」をその対象に含めるか否かについては、法第三条に規定する基本理念にのっとりながら、各施策の趣旨目的等に応じて適切に判断すべきものと考えている。

二 について

経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号。以下「政令」という。)第九十条第一号に規定する「コンテンツ産業」とは、法第二条第一項に規定する「コンテンツ」に関する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業を意味している一方、日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)における細分類「映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)」とは、「主として映画(アニメーションを除く)の制作を行う事業所又は制作及び配給の両者を行う事業所並びに記録物、創作物などのビデオ制作(アニメーションを除く)を行う事業所」の属する業を意味

して、若年層であっても、未接種の方が新型コロナウイルス感染症によって重篤な後遺症に悩まされたり、最悪の場合死に至ることもあったりする。若年層における新型コロナウイルスに係るワクチンを接種するリスクとベネフィットを比較した場合、ベネフィットが上回っているがゆえに政府がこのワクチン接種を推奨をしていることと承知している。

三について
お尋ねの「ＡＶを制作する事業」については、一について述べた法第二条第一項に規定する「コンテンツ」に含まれる「ＡＶ」を対象とするものであれば、政令第九十条第一号に規定する「経済産業省の所掌に係るコンテンツ産業」に含まれる。

なお、経済産業省においては、同号に基づき同省の所掌に係るコンテンツ産業の発達、改善及び調整に関する施策を行うに当たって、当該施策が法第三条に規定する基本理念等に合致することを慎重に見極めていくことが必要と考えており、お尋ねの「ＡＶを制作する事業」を行う者を専ら対象とした具体的な施策を講じていない。

文部科学省が医学部、歯学部、薬学部、看護学部を設置する大学に対し、ＨＰＶワクチンや新型コロナウイルスに係るワクチン接種に反対する団体を招いて授業を行うよう要請していることに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年十一月二日

参議院議長 尾辻 秀久殿
浜田 聡

文部科学省が医学部、歯学部、薬学部、看護学部を設置する大学に対し、ＨＰＶワクチンや新型コロナウイルスに係るワクチン接種に反対する団体を招いて授業を行うよう要請していることに関する質問主意書

文部科学省は、「医学部、歯学部、薬学部、看護学部等における薬害問題に対する取組状況調査結果について（通知）」（令和四年九月五日付医学部、歯学部、薬学部、看護学部等を置く各国公立大学長宛文部科学省高等教育局医学教育課長通知。以下「通知」という。）において、「各大学におかれては、悲惨な薬害を繰り返さないためにも、別添一、二を参考にし、学生だけでなく教職員を含め、薬害被害にあわれた方の意見・体験等を直接聞く機会を設け、適切な医療倫理・人権学習等の授業や、複数回にわたる様々な薬害被害者の声を聞き、再発防止について議論をする授業等を積極的に実施されるよう御検討願います。」と、薬害被害団体の意見を医学部、歯学部、薬学部、看護学部等（以下「医療従事者養成学部」といい、医師、歯科医師、薬剤師、看護師を合わせて「医療従事者」という。）の学生に聴かせるよう要請している。

通知中の「別添二」資料のうち、全国薬害被害者団体連絡協議会の要望書には、次の記述がある。
「【三】平成二十五年頃は、厚生労働省が積極的な接種の勧奨をしたＨＰＶワクチン接種後の副反応によって、就学が困難になった生徒の調査を文部科学省が実施した結果、積極的な接種の勧奨がなくなり、新たな被害事例もなくなる方向に至った。しかし、今年四月に厚生労働省は再び、接種を個別に勧奨する通知を发出した。これを機に、

製薬企業等の資金や意向を背景にした医学・医療関係者らによる、学校へのプロモーション活動や養護教諭等を介した接種勧奨の協力の要請がなされるおそれがありますが、現状を把握し報告して下さい。また、文部科学省は、絶対に、学校現場においてＨＰＶワクチン接種を勧めるパンフレットやポスターの配布等の広報をしないよう要望します。また、平成二十五年と同様の調査を実施して下さい。」

「【五】新型コロナウイルスによるワクチン接種後の心筋炎やアナフィラキシーショック等の重篤な副反応は若年層ほど発生割合が高いとされている一方で、新型コロナウイルスによる重篤な症状は若年層ほど少ないとされており、リスクとベネフィットが共に明らかではありません。このような状況の中で、国および文部科学省は、公教育を受ける児童、生徒に対して接種の推奨をして新たな薬害を引き起こすことが絶対にないようにして下さい。新型コロナウイルスの接種については、選択の自由を保障すると共に、接種しなかったことと不利益が生じたり、差別されたりすることがないよう十分な配慮策を講じて下さい。」

我が国はＨＰＶワクチンの接種が諸外国に比して遅れてしまったがゆえに、諸外国に比べて子宮頸がんになり患する女性が圧倒的に多く、それゆえ、ＨＰＶワクチンを接種していれば切除しなくていいはずの子宮を切除した女性が数多くいるほか、最悪の場合、子宮頸がんが主な原因で死亡する事例も数多い。ＨＰＶワクチン接種の遅れは、我が国の医療政策の大きな過ちの一つであると言える。

また、新型コロナウイルスに係るワクチンにつ

いては、若年層であっても、未接種の方が新型コロナウイルス感染症によって重篤な後遺症に悩まされたり、最悪の場合死に至ることもあったりする。若年層における新型コロナウイルスに係るワクチンを接種するリスクとベネフィットを比較した場合、ベネフィットが上回っているがゆえに政府がこのワクチン接種を推奨をしていることと承知している。

右を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、通知中の「授業」を通じて、医療従事者養成学部の学生がＨＰＶワクチンを接種しなかった結果、その学生が子宮頸がんになり患した場合、当然ながらその責任は政府にあるのであるから、国家賠償法第一条第一項により、政府に賠償責任があると考えるが、政府の見解如何。

二 政府は、新型コロナウイルスに係るワクチン接種について、若者に関して、リスクとベネフィットを比較してどちらが勝ると考えているのか。生後六か月から四歳の子供、五歳から十一歳までの子供、十二歳から十七歳までの子供に分けてそれぞれ示されたい。また、ベネフィットが勝ると考えているなら、なぜ、政府は、「新型コロナウイルスによる重篤な症状は若年層ほど少ないとされており、リスクとベネフィットが共に明らかではありません。」と主張する新型コロナウイルスに係るワクチン接種に懐疑的な団体の授業を、医療従事者養成学部に行うよう通知を出したのか。政府の見解如何。

三 政府は、「ＨＰＶワクチンは大規模な国際的薬害」であるとする主張や、「新型コロナウイルスによるワクチン接種後の心筋炎やアナフィラ

キシーショック等の重篤な副反応は若年層ほど発生割合が高いとされている一方で、新型コロナウイルスによる重篤な症状は若年層ほど少ないとされており、リスクとベネフィットが共に明らかではありません。」とする主張を紹介する授業を行うことで、「適切な医療倫理」が医療従事者に身に付くと考えているのか。政府の見解如何。また、医療従事者が患者に対し、同様の主張を紹介することは、「適切な医療倫理」といえるのか。政府の見解如何。

四 政府は、通知において医療従事者養成学部「新型コロナウイルスによる重篤な症状は若年層ほど少ないとされており、リスクとベネフィットが共に明らかではありません。」と主張する団体を招いて「適切な医療倫理・人権学習等の授業」を行うことを要請しているが、当該授業を受けて医療従事者養成学部を卒業し、医療従事者となった者が同様の主張を行うことを容認しているのか。また、当該講義を受けて医療従事者となった者に同様の主張を聴かされた親が、子供に新型コロナウイルスに係るワクチンを接種することをやめたがために、子供が新型コロナウイルスに罹患し、重篤な有害事象が生じた場合、国は、国家賠償法第一条第一項の規定により、当該子供に対し賠償責任を負うつもりなのか。政府の見解如何。

五 このような内容の通知を出している文部科学省の官僚に、医療従事者養成学部の授業内容を所管させることが果たして正しいのか、私は疑問を感じている。政府は、医療従事者養成学部の授業内容に関する事項を厚生労働省に移管すべきであり、文部科学省の所管から外すべきだと

と思うが、政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和四年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

松野 博一

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員浜田聡君提出文部科学省が医学部、歯学部、薬学部、看護学部を設置する大学に対し、HPVワクチンや新型コロナウイルスに係るワクチン接種に反対する団体を招いて授業を行うよう要請していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出文部科学省が医学部、歯学部、薬学部、看護学部を設置する大学に対し、HPVワクチンや新型コロナウイルスに係るワクチン接種に反対する団体を招いて授業を行うよう要請していることに関する質問に対する答弁書

一について

一般に、国家賠償法(昭和二十二年法律第二十号)上の国の賠償責任の有無については、裁判所において、個別具体的に判断されるものと考えられ、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二について

前段のお尋ねについては、新型コロナウイルス

感染症に係る予防接種(以下「新型コロナ予防接種」という。)については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況や新型コロナ予防接種の有効性及び安全性に関する情報等を踏まえた議論を経た上で、その対象者等を決定しており、お尋ねの「生後六か月から四歳の子供」、「五歳から十一歳までの子供」及び「十二歳から十七歳までの子供」についても、同分科会において、これらの者に対する新型コロナ予防接種の有効性及び安全性が確認されたこと等を踏まえ、新型コロナ予防接種の対象としているところである。

後段のお尋ねについては、「医学部、歯学部、薬学部、看護学部等における薬害問題に対する取組状況調査結果について(通知)」(令和四年九月五日付け四高医教第十二号文部科学省高等教育局医学教育課長通知。以下「通知」という。)における「授業は、薬害の実態や原因はもとより、現在までの薬害被害者やその家族への対応状況及び差別や偏見などの人権問題も含めて学ぶことにより、薬害を繰り返さないために実施するものであり、これを充実したものとす

るためには、薬害被害者やその家族の意見や体験等を直接聞く機会を設けることが重要であると考えているところ、このような「授業」を実施するために必要な講師の派遣を依頼する際の参考として、全国薬害被害者団体連絡協議会の担当窓口等を紹介したものである。

三について

前段のお尋ねについては、御指摘の「HPVワクチンは大規模な国際的薬害」であるとする

主張や、「新型コロナワクチンによる・・・リスクとベネフィットが共に明らかではありません。」とする主張を紹介する授業の意味するところが必ずしも明らかではないが、通知における「授業は、二についての後段でお答えしたとおり、薬害の実態や原因はもとより、現在までの薬害被害者やその家族への対応状況及び差別や偏見などの人権問題も含めて学ぶことにより、薬害を繰り返さないために実施するものである。

後段のお尋ねについては、「医療従事者が患者に対し、同様の主張を紹介すること」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「医療従事者となった者が同様の主張を行うこと」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、一般に、国家賠償法上の国の賠償責任の有無については、裁判所において、個別具体的に判断されるものと考えられ、政府としてお答えすることは差し控えたい。

五について

お尋ねの「医療従事者養成学部の授業内容」に関する事務については、文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第四条第一項第十五号から第十七号までの規定に基づき、文部科学省が所掌しているところ、当該事務は同省が所掌する大学の設置認可等に関すること並びに大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること

その他の大学に関する事務と密接に関連するものであること等から、引き続き同省が所掌することが適切であると考えている。

新型コロナウイルス感染拡大対策で「屋外でのマスク着用は不要」原則を周知することに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年十一月二日

神谷 宗幣

参議院議長 尾辻 秀久殿

新型コロナウイルス感染拡大対策で「屋外でのマスク着用は不要」原則を周知することに関する質問主意書

本年十月六日の参議院本会議において、岸田総理はウィズコロナ社会の構築に向け、「マスクの着用は屋外では原則不要」として、「マスク着用のルールを含めた感染対策の在り方について検討していくとともに、科学的な知見に基づき、世界と歩調を合わせた取組を進めてまいります」と発言した。

欧米諸国では既にマスク着用を対策から外しているところが多いとある。欧米でマスクを着用しなくなったのは、現在流行しているオミクロン株の病態自体が、昨年のデルタ株以前の新型コロナウイルスからの変異によって、喉の粘膜で感染する、私たちが子どもの頃から罹ってきたのとはほぼ同じ喉風邪へと変化したため、重症化率が大きく低下したことが大きい。

マスクそのものが元々健全なエネルギー代謝や

コミュニケーションを抑制して心身の健康を害するリスクが高いことにも鑑みれば、政府は新型コロナウイルス対策としてマスク着用を推奨することやめ、自由化すべきであるというのが参政党の立場である。今回の岸田総理の発言は、そうした方向に進もうという前向きな姿勢を示したものと受け止めている。

既に厚生労働省ウェブサイトで、感染対策としてのマスク着用については「場面に応じた適切なマスクの着脱をお願いします」として、「屋外では季節を問わず、マスクの着用は原則不要です。」「屋内では距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合をのぞき、マスクの着用をお願いします。」「と例示している。また、子供以外のマスク着用について、屋外では、「マスク着用を推奨。他者との身体的距離(2m以上)を目安が確保できない中で会話を行う場合のみです。」「それ以外の場面については、マスクの着用は必要ありません。(中略)特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。」「と例示している。

これらを見る限り、我が国においても屋外では原則マスク着用は不要と政府が認識しているのは明らかであるにもかかわらず、ほとんどの人がマスクを着用して屋外歩行している光景が一般的である。

我が国でこのような状態が継続されているのは、政府が「マスクは屋外では原則として不要」としているにもかかわらず、その周知について曖昧さを多く残しているためと言わざるを得ない。「マスクは屋外で原則不要」という指針が普及しないのは、そもそも政府が事務連絡等で示している

「マスク着用」又は「マスク不着用」の任意性に関する理解の混乱があることを指摘したい。

例えば、厚生労働省事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(令和四年五月二十日付)によると、屋外でのマスク着用、屋内でのマスク着用については、感染リスクがある場合について、マスク着用を「推奨する」としている。

また、厚生労働省事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて」(周知)「令和四年五月二十五日付」では、「周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願いします」としている。

つまり、政府見解では「感染リスクがある場合においても、マスク着用は推奨されるものであり、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしてはならない」といえる。

一方、内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部の決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)(令和三年十一月十九日(令和四年九月八日変更)によると、「(4)感染防止策」においては、感染リスクがある場合は、マスクの着用を推奨するとしているが、「(5)オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」の「(1)国民への周知等」の項では、「会話をする際にはマスクの着用を徹底すること」、「(2)学校等」の項では、「部活動前後の集団での飲食の場面や移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する」としている。

この点について、「推奨」とは、国語辞典によると「人・事物などのすぐれていることをあげて、

それを人にすすめること」とされており、相手側は任意で応じるものと解する。一方、「徹底」とは、「態度・行動が中途半端でなく、一つの考え方で貫かれていること」、「命令・方針などがすみずみまで行き渡る」とされ、相手側に行方を強制するものと解する。

この二つの用語は任意性と強制性において意味が全く異なっている。各都道府県や市町村の健康担当部局では、新型コロナウイルス感染症対策については基本的対処方針を基準に感染対策を推進しているところ、この「推奨」と「徹底」の混在により、「マスク着用」の考え方について大きな混乱が生じており、それが日本社会の「脱マスク化」を妨げる一つの要因となっている。こうした混乱を招く表現はすぐに改められるべきであるし、基本的対処方針全体を再検討すべきと考ええる。

そこで以下質問する。

一 厚生労働省事務連絡等で示された、感染リスクのある場所における「マスクの着用を推奨する」の意味は、マスク着用は任意によるべきで、誰からも決して強制されるものではないということであるか。そうであれば基本的対処方針の「マスクの着用を徹底する」は誤解を与えているので「推奨する」等、任意性を明確にしたものに訂正するべきではないか。

二 厚生労働省事務連絡(令和四年五月二十五日付)でいう「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いする」事例がいまだに日々の生活の中で頻発しているが、この具体的ケースとしてどのようなものが挙げられるか、例示されたい。

三 「マスク着用は任意によるもの」との理解を一層、広めていくために、テレビコマーシャルやインターネット上の広告を利用し、より強力、

効果的な広報を展開していくべきと考えるが、政府の見解如何。

四 屋内で人と人との間隔が二メートル以下ならマスク推奨という目安があるが、その根拠は何か。特に、年齢や健康状態によって個人の免疫力には大きな差異があるが、この二メートルの目安は、そうした免疫力の差異を考慮したものか。二メートルという目安であれば、学校や集会所での脱マスクはほぼ不可能となるし、成長途上の児童生徒の呼吸や体熱発散の妨げになることが明らかなマスク着用のリスクがいつまでも回避できない。施設内などのマスク着用の判断は年齢層や健康状態を考慮して弾力的にしていくなければならないか。

令和四年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出新型コロナウイルス感染拡大対策で「屋外でのマスク着用は不要」原則を周知することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出新型コロナウイルス感染拡大対策で「屋外でのマスク着用は不要」原則を周知することに関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「マスクの着用を推奨する」との記載は、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、マスクの着用は重要であるため、

会話をを行う際等にマスクを着用する等、国民に対して、場面に応じた適切なマスクの着脱を勧めるという意味である。

また、御指摘の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和四年九月八日変更。以下「基本的対処方針」という。)の記載は、「会話をする際にはマスクの着用を徹底すること」を「促す」としてしているとおり、国民に対して、場面に応じた適切なマスクの着脱を勧めるものであり、「マスクの着用を推奨する」と同様の趣旨であるため、御指摘のように「誤解を与え」るものではなく、「訂正する」必要があるとは考えていない。

政府としては、こうしたマスクの着用の考え方について、テレビコマーシャル、SNS、インターネット広告等による周知を行うとともに、各都道府県等に対して、「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」(令和四年十月十四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等において、「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう」配慮した適切な情報発信を依頼してきたところであり、引き続き、テレビコマーシャル等も活用しながら、必要な取組を進めてまいりたい。

二について
御指摘の「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いする」事例がすでに日々の生活の中で頻発している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の事務連絡における「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすること」については、例えば、厚生労働省の

ホームページの「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」(以下「厚生労働省のホームページのQ&A」という。)に掲載しているとおり、「正しくびったりとマスクを着用することは難しい」就学前の子どもに対して、「子どもや保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすること」が挙げられる。

四について
お尋ねの「屋内で人と人との間隔が二メートル以下ならマスク推奨という目安」については、御指摘の「免疫力の差異」を考慮したものはなく、令和四年三月二十八日に国立感染症研究所が世界保健機関及び米国疾病予防管理センターの知見を踏まえて作成し、公表した「新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染経路について」において、「感染者との距離が近いほど(概ね一メートル以内)感染する可能性が高く、距離が遠いほど(概ね一メートル以上)感染する可能性は低くなる」とされていること等を踏まえ、基本的対処方針に記載されているとおり、「屋内において、他者と身体的距離(二メートル以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話をを行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話をを行う場合は、マスクの着用を推奨する」としているものである。

「マスク着用の判断は年齢層や健康状態を考慮して弾力的にしていくなければならないか」とのお尋ねについては、政府としては、マスクの着用については、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、場面に応じた適切なマスクの着脱が重要であると考えており、屋内に

おいては、他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスクの着用は必要ないこと等を国民に対して、引き続き、周知してまいりたい。

その上で、学校におけるマスクの着用については、文部科学省において、都道府県教育委員会等に対し、「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」(令和四年十月十九日付け文部科学省初等中等教育健康教育・食育課事務連絡等)により、屋内外において、「十分な身体的距離が確保できる場合には着用の必要がないこと」、「体育の授業や運動部活動の活動中・・・には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること」等とした上で、「学校現場において、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう」依頼しているところである。

また、子どものマスクの着用については、厚生労働省のホームページのQ&Aに記載されているとおり、屋内外において、「乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に二歳未満では推奨され」ないこと、「二歳以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて」いないこと、「本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はないこと等」について、厚生労働省のホームページ、リーフレット等により周知を行っているところである。

令和四年十一月十八日 参議院会議録第七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
送料 二二〇〇円
配本 〇〇円
別 〇〇円